

# 第5章 安全・安心な生活環境の保全

## 第1節 大気環境の保全

### 1 大気汚染の現況

本県の大気環境は、過去に八戸地域において、大気汚染が原因となった健康被害が発生しましたが、総合的な公害防止対策を実施してきたことにより改善され、現在の大気環境は概ね環境基準を達成し良好な状態にあります（大気汚染に係る環境基準：資料編表37）。

県内の大気汚染状況については、常時監視測定局を県内に設置して常時監視しています。また、低濃度であっても継続的な摂取により人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質についても、モニタリング調査を行っています。これら大気環境に関する令和3年度調査結果は、環境基準が定められている物質のうち、光化学オキシダント（6地点）を除き環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、全国的に環境基準値を超過しており、成層圏オゾンの沈降による影響のほか、アジア大陸からの越境汚染の影響も原因として考えられています。

大気環境保全のため、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づき、工場及び事業場から排出されるばい煙、粉じん等を規制しており、県では発生源に対して立入検査・指導を行っています。また、ばい煙排出量の多い工場等と公害防止協定を締結し、法令の排出基準より厳しい協定値を設定し、地域の実情に応じた効果的な公害防止対策を講じています。

また、近年、社会問題化したアスベスト問題については、青森県アスベスト問題対策本部を中心として、使用実態の調査や情報提供などを行い、県民の不安解消と健康被害の防止対策に取り組むとともに、大気汚染防止法の規制に基づく特定粉じん（アスベスト）排出等作業に

対する立入検査及び周辺濃度調査、一般環境の濃度調査を行っています。

### 2 環境監視体制

本県では、令和3年度は、一般環境大気測定局16局（県測定8局、青森市測定4局、八戸市測定4局）及び自動車排出ガス測定局3局（県測定1局、青森市測定1局、八戸市測定1局）の計19局で常時監視測定を行い、そのデータをテレメータシステムにより収集しています（資料編表38）。

### 3 汚染物質別大気汚染の現況

#### (1) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の測定は、二酸化硫黄を対象として、自動測定機により県内6地点で実施しています（資料編表39）。

硫黄酸化物濃度は、昭和46年度をピークに年々減少し、昭和56年度以降は二酸化硫黄に係る環境基準を達成しています。

測定結果の年度別環境基準達成状況は表2-5-1のとおりであり、令和3年度は全地点で環境基準を達成しています。

また、各測定局における年平均値の推移、各市村の経年変化は、それぞれ表2-5-2、図2-5-1に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

[資料：表2-5-1～表2-5-12及び図2-5-1～図2-5-6 県環境保全課]

表2-5-1 二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況

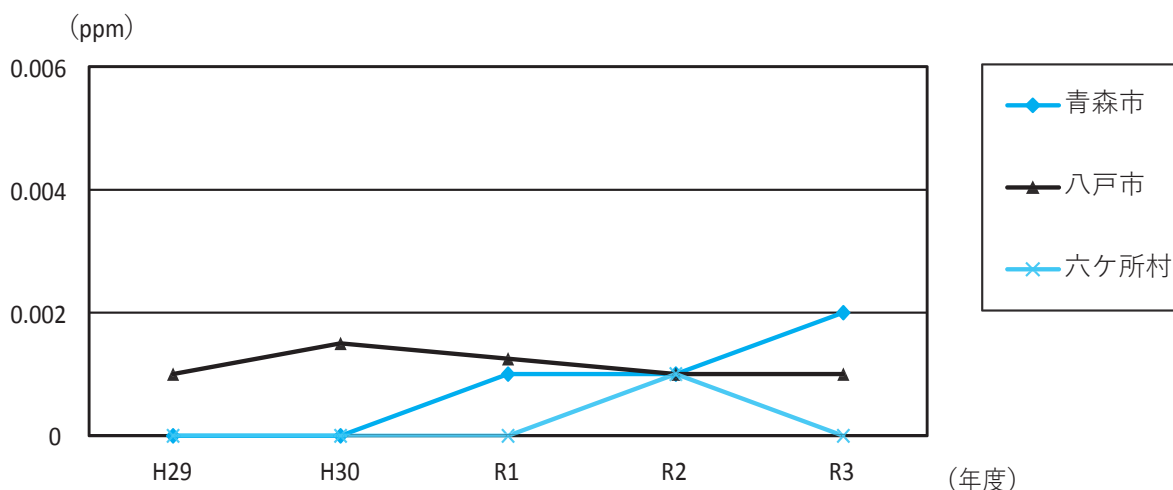
区分	市村名	測定局名	3年度1日 平均値の 2%除外値 (ppm)	短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)				
				年 度					年 度				
				29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	八戸小学校	0.004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		八戸特別地域 気象観測所	0.003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		根岸小学校	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		桔梗野小学校	0.003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	六ヶ所村	尾駁小学校	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 短期的評価による適(○)は、すべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)において1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、すべての測定時間において1時間値が0.1ppm以下である場合  
 2 長期的評価による適(○)は、1日平均値の上位2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合  
 3 青森市の測定局については、青森市が測定を実施  
 4 八戸市の測定局については、平成29年1月から八戸市が測定を実施

表2-5-2 二酸化硫黄年平均値の推移

区分	市村名	測定局名	二酸化硫黄年平均値 (ppm)				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境 大気 測定局	青森市	堤小学校	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002
	八戸市	八戸小学校	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
		八戸特別地域 気象観測所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		根岸小学校	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
		桔梗野小学校	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	六ヶ所村	尾駁小学校	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000

図2-5-1 二酸化硫黄の経年変化(年平均値の算術平均)



(2) 窒素酸化物

窒素酸化物の測定は、一酸化窒素及び二酸化窒素を対象として、自動測定機により県内17地点で実施しています(資料編表40)。

測定結果の年度別の環境基準達成状況は表2-5-3のとおりであり、令和3年度は全地点で環境基準を

達成しています。

また、各測定局における二酸化窒素の年平均値の推移、各市村における経年変化は、それぞれ表2-5-4、図2-5-2に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

表 2-5-3 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

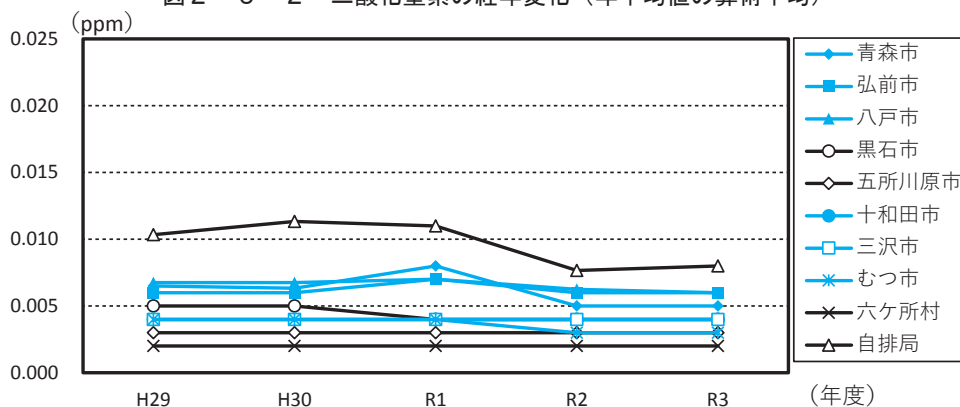
区分	市村名	測定局名	3年度1日平均値の98%値 (ppm)	環境基準の適(○)、否(×)				
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.020	○	○	○	○	○
		甲田小学校	0.021	○	○	○	○	
		大栄小学校	0.011	○	○	○	○	
	弘前市	第一中学校	0.016	○	○	○	○	
		八戸市	八戸小学校	0.015	○	○	○	○
	八戸特別地域気象観測所		0.013	○	○	○	○	
	根岸小学校		0.015	○	○	○	○	
	桔梗野小学校		0.011	○	○	○	○	
	黒石市	スポカルイン黒石	0.011	○	○	○	○	
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.010	○	○	○	○	
	十和田市	三本木中学校	0.009	○	○	○	○	
	三沢市	岡三沢町内会館	0.011	○	○	○	○	
	むつ市	苫生小学校	0.013	○	○	○	○	
	六ヶ所村	尾駈小学校	0.008	○	○	○	○	
ガ自 ス動 測車 定排 局出	青森市	橋本小学校	0.024	○	○	○	○	
	弘前市	文京小学校	0.016	○	○	○	○	
	八戸市	六日町	0.023	○	○	○	○	

(注) 1 環境基準の適(○)は、1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合  
 2 青森市の測定局については、青森市が測定を実施  
 3 八戸市の測定局については、平成29年1月から八戸市が測定を実施

表 2-5-4 二酸化窒素年平均の推移

区分	市村名	測定局名	二酸化窒素年平均値 (ppm)				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006
		甲田小学校	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
		大栄小学校	0.005	0.005	0.013	0.003	0.006
	弘前市	第一中学校	0.006	0.006	0.007	0.006	0.005
		八戸市	八戸小学校	0.007	0.007	0.007	0.006
	八戸特別地域気象観測所		0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
	根岸小学校		0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
	桔梗野小学校		0.005	0.005	0.004	0.005	0.005
	黒石市	スポカルイン黒石	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	十和田市	三本木中学校	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	三沢市	岡三沢町内会館	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	むつ市	苫生小学校	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
	六ヶ所村	尾駈小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
ガ自 ス動 測車 定排 局出	青森市	橋本小学校	0.012	0.009	0.013	0.006	0.008
	弘前市	文京小学校	0.007	0.009	0.006	0.006	0.006
	八戸市	六日町	0.012	0.011	0.013	0.011	0.010

図 2-5-2 二酸化窒素の経年変化 (年平均値の算術平均)



(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、自動測定機により県内6地点で実施しています(資料編表41)。

測定結果の年度別の環境基準達成状況は表2-5-5のとおりであり、令和3年度は昨年度までと同様に、昼間の1時間値の最大値が全地点で0.06ppmを超えており、環境基準を達成していませんが、緊急時の注意報発令基準である0.12ppmまでには至っていません。

一方、年平均値に係る経年変化については、表2-

5-6及び図2-5-3に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

本県の光化学オキシダントは、春季に県内全域で高い濃度が観測されていることから、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられていますが、最近の研究報告では、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられています。

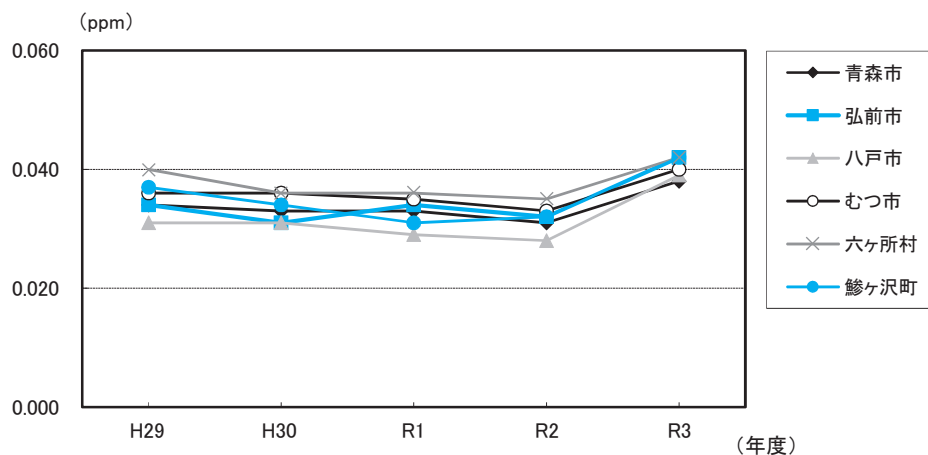
表2-5-5 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況

区分	市町村名	測定局名	3年度昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の適(○)、否(×)				
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.069	×	×	×	×	×
	弘前市	第一中学校	0.069	×	×	×	×	×
	八戸市	八戸小学校	0.068	×	×	×	×	×
	むつ市	苫生小学校	0.067	×	×	×	×	×
	六ヶ所村	尾駸小学校	0.067	×	×	×	×	×
	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	0.069	×	×	×	×	×

表2-5-6 光化学オキシダントの経年変化(昼間1時間値の年平均値)

区分	市町村名	測定局名	光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値 (ppm)				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.034	0.033	0.033	0.031	0.038
	弘前市	第一中学校	0.034	0.031	0.034	0.032	0.042
	八戸市	八戸小学校	0.031	0.031	0.029	0.028	0.039
	むつ市	苫生小学校	0.036	0.036	0.035	0.033	0.040
	六ヶ所村	尾駸小学校	0.040	0.036	0.036	0.035	0.042
	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	0.037	0.034	0.031	0.032	0.042

図2-5-3 光化学オキシダントの経年変化(昼間の年平均値の算術平均)



(4) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、自動測定機により県内3地点で実施しています(資料編表42)。測定結果の年度別の環境基準達成状況は表2-5-7のとおりであり、令和3年度は、全地点で環境基準を達成しています。

また、各測定局における一酸化炭素の年平均値の推移、各市の算術平均の経年変化は、それぞれ表2-5-8、図2-5-4に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

表2-5-7 一酸化炭素に係る環境基準の達成状況

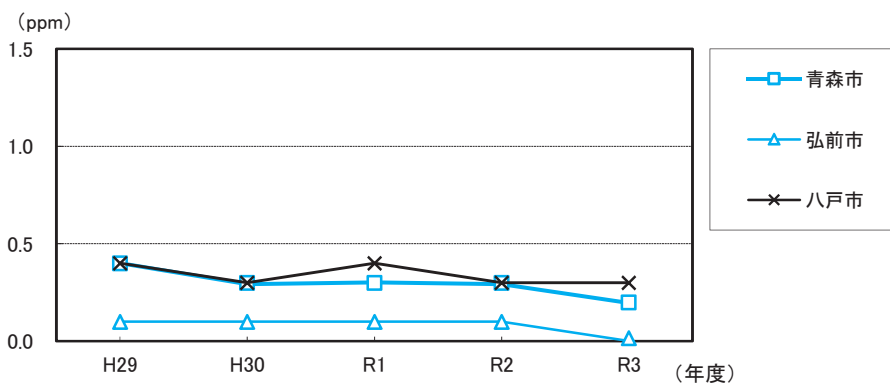
区分	市名	測定局名	3年度1日平均値の2%除外値(ppm)	短期的評価による適(○)、否(×)					長期的評価による適(○)、否(×)				
				年 度					年 度				
				29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
ガス自動車排出局	青森市	橋本小学校	0.3	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○
	弘前市	文京小学校	0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 短期的評価による適(○)は、すべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)において1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下である場合  
 2 長期的評価による適(○)は、1日平均値の上位2%除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合  
 3 青森市の測定局については、青森市が測定を実施  
 4 八戸市の測定局については、平成29年1月から八戸市が測定を実施  
 5 平成29年度の橋本小学校局については、年間測定時間が6,000時間未満であるため、評価の対象としない。

表2-5-8 一酸化炭素の経年変化(年平均値)

区分	市名	測定局名	一酸化炭素年平均値(ppm)				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ガス自動車排出局	青森市	橋本小学校	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
	弘前市	文京小学校	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	八戸市	六日町	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3

図2-5-4 一酸化炭素の経年変化(年平均値の算術平均)



(5) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、自動測定機により県内18地点で実施しています(資料編表43)。

測定結果の年度別の環境基準達成状況は表2-5-9のとおりであり、令和3年度は、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う長期的評価では、全地点で環境基準を達成しました。また、短期間の特殊事情が反映されることがある短期的評価では、

全地点で環境基準を達成しました。

各市村及び自動車排出ガス測定局の年平均値の経年変化は表2-5-10、図2-5-5のとおりであり、ほぼ横ばいとなっています。

浮遊粒子状物質の発生源としては、工場、事業場、自動車、稲わらの焼却等の人為的なもののほか、大陸からの黄砂や風による土砂の舞い上がり等の自然的なものがあり、発生源の究明に努める必要があります。

表2-5-9 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

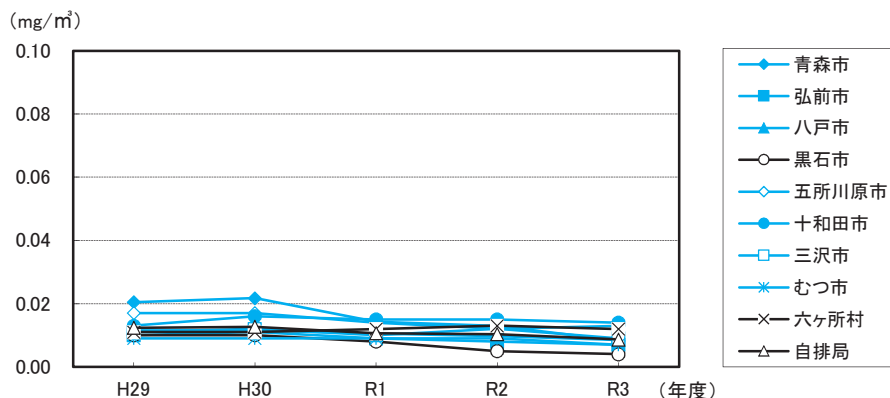
区分	市村名	測定局名	3年度1日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	短期的評価による適(○)、否(×)					長期的評価による適(○)、否(×)				
				年 度					年 度				
				29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.024	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		甲田小学校	0.029	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○
		新城中央小学校	0.021	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大栄小学校	0.021	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	弘前市	第一中学校	0.023	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
		八戸小学校	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		八戸気象観測所	0.027	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		根岸小学校	0.026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	黒石市	桔梗野小学校	0.026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スポカルイン黒石	0.012	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.029	—	×	×	○	○	—	○	○	○	○
	十和田市	三本木中学校	0.031	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	三沢市	岡三沢町内会館	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	むつ市	苦生小学校	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六ヶ所村	尾駸小学校	0.030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ガ自 ス動 測車 定排 局出	青森市	橋本小学校	0.017	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	弘前市	文京小学校	0.026	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 短期的評価による適(○)は、すべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)において1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、すべての測定時間において1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下である場合  
 2 長期的評価による適(○)は、1日平均値の上位2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合  
 3 青森市の測定局については、青森市が測定を実施  
 4 八戸市の測定局については、平成29年1月から八戸市が測定を実施  
 5 平成29年度の甲田小学校局及び五所川原第三中学校局については、年間測定時間が6,000時間未満であるため、評価の対象としない。

表2-5-10 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)

区分	市村名	測定局名	浮遊粒子状物質年平均値(mg/m <sup>3</sup> )				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008
		甲田小学校	0.015	0.014	0.014	0.014	0.009
		新城中央小学校	0.033	0.034	0.016	0.013	0.008
		大栄小学校	0.025	0.029	0.018	0.016	0.008
	弘前市	第一中学校	0.010	0.011	0.009	0.008	0.007
		八戸小学校	0.011	0.011	0.010	0.008	0.006
		八戸特別地域気象観測所	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
		根岸小学校	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
	黒石市	桔梗野小学校	0.012	0.012	0.011	0.011	0.008
		スポカルイン黒石	0.010	0.010	0.008	0.005	0.004
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.017	0.017	0.014	0.012	0.013
	十和田市	三本木中学校	0.013	0.016	0.015	0.015	0.014
	三沢市	岡三沢町内会館	0.011	0.012	0.010	0.012	0.009
	むつ市	苦生小学校	0.009	0.009	0.009	0.009	0.007
六ヶ所村	尾駸小学校	0.011	0.011	0.012	0.013	0.012	
ガ自 ス動 測車 定排 局出	青森市	橋本小学校	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
	弘前市	文京小学校	0.011	0.012	0.010	0.010	0.009
	八戸市	六日町	0.015	0.015	0.012	0.011	0.008

図2-5-5 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値の算術平均)



(6) 炭化水素

炭化水素の測定は、自動測定機(メタン、非メタンの分離測定)により県内6地点で実施しています。(資料編表44及び45)。

のとおりであり、令和3年度における非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値は0.04~0.13ppmCの範囲でした。

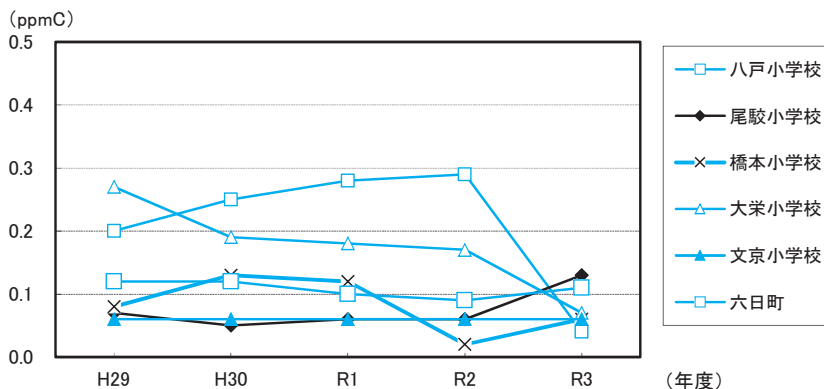
測定結果の経年変化は表2-5-11、図2-5-6

表2-5-11 炭化水素濃度の年度別推移図

区分	市村名	測定局名	項目/年度	測定値 (ppmC)					
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
一般環境 大気測定局	青森市	大栄小学校	非メタン炭化水素(年平均値)	年間	0.28	0.18	0.18	0.17	0.03
				6時~9時	0.27	0.19	0.18	0.17	0.04
			メタン(年平均値)		1.95	1.95	1.95	1.96	1.98
			全炭化水素(年平均値)		1.95	2.13	2.13	2.12	2.01
	八戸市	八戸小学校	非メタン炭化水素(年平均値)	年間	0.20	0.25	0.27	0.28	0.13
				6時~9時	0.20	0.25	0.28	0.29	0.13
			メタン(年平均値)		1.96	1.96	1.96	1.97	1.99
			全炭化水素(年平均値)		2.15	2.21	2.23	2.25	2.12
	六ヶ所村	尾駈小学校	非メタン炭化水素(年平均値)	年間	0.07	0.05	0.05	0.06	0.06
				6時~9時	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06
			メタン(年平均値)		1.94	1.92	1.93	1.95	1.97
			全炭化水素(年平均値)		2.00	1.97	1.99	2.01	2.03
自動車排出 ガス測定局	青森市	橋本小学校	非メタン炭化水素(年平均値)	年間	0.07	0.12	0.11	0.02	0.06
				6時~9時	0.08	0.13	0.12	0.02	0.07
			メタン(年平均値)		1.97	1.98	1.99	1.98	1.98
			全炭化水素(年平均値)		1.97	2.10	2.10	2.00	2.05
	弘前市	文京小学校	非メタン炭化水素(年平均値)	年間	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05
				6時~9時	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
			メタン(年平均値)		1.95	1.95	1.96	1.98	2.00
			全炭化水素(年平均値)		2.01	2.00	2.01	2.03	2.05
	八戸市	六日町	非メタン炭化水素(年平均値)	年間	0.16	0.15	0.14	0.12	0.14
				6時~9時	0.12	0.12	0.10	0.09	0.11
			メタン(年平均値)		1.95	1.96	1.97	1.99	2.00
			全炭化水素(年平均値)		2.11	2.11	2.11	2.11	2.13

- (注) 1 炭化水素については、環境基準が設定されていないが、環境省の指針として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素(NMHC)について、午前6時から午前9時までの3時間の平均値0.20~0.31ppmCが示されている。  
 2 青森市の測定局については、青森市が測定を実施  
 3 八戸市の測定局については、平成29年1月から八戸市が測定を実施

図2-5-6 非メタン炭化水素(午前6時~9時の年平均値)の経年変化



(7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定は、自動測定機により県内5地点で実施しています(資料編表46)。測定結果の年度別環境基準達成状況は表2-5-12のとおりであり、令和3年度は全地点で環境基準を達成しています。

の挙動等に関する知見が十分ではなく、効果的な微小粒子状物質対策の検討及び実施に当たっては、微小粒子状物質及びその前駆物質の大気中の挙動等の科学的知見の集積が必要であることから、県内3地点で微小粒子状物質の成分分析を実施しています。

また、微小粒子状物質やその前駆物質は、大気中で



表2-5-12 微小粒子状物質に係る環境基準の達成状況

区分	市村	測定局名	短期基準に関する評価 による適(○)・否(×)					長期基準に関する評価 による適(○)・否(×)				
			年 度					年 度				
			29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
一般環境 大気測定局	青森市	甲田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	根岸小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	五所川原市	五所川原第三中学校	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出 ガス測定局	弘前市	文京小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 短期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の年間98パーセンタイル値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合  
 2 長期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合  
 3 青森市の測定局については、青森市が測定を実施  
 4 八戸市の測定局については、平成29年1月から八戸市が測定を実施

(8) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)を含む有機化合物(15物質)及び金属類(6物質)について、県内5地点(うち、根岸小学校局は環境省測定、堤小学校局及び橋本小学校局は青森市測定、八戸小学校局は八戸市測定)で大気環境中の濃度を測定しました。

令和3年4月～令和4年3月まで毎月1回(合計12回)実施した調査結果において、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準を達成しています。

また、大気の汚染に係る指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、マンガン及びその化合物については、全測定地点において指針値を下回っています(資料編表47)。

(9) 八戸地域における重金属類

有害大気汚染物質モニタリング調査の結果、八戸地域において重金属類の濃度が全国平均値を上回っていることから、県では、重金属類の大気中濃度を詳細に把握することを目的として、大気を常時採取するローボリウムエアサンプラー法による調査を平成18年7月から平成28年12月まで実施しました。平成29年1月以降は、八戸市が継続して実施しています。令和元年度の調査結果において、ニッケル化合物は、大気の汚染に係る指針値を下回っています。今後も調査を継続し、八戸地域における大気中重金属類濃度が低減されるよう、事業者へ情報提供し排出削減対策を促すこととしています(表2-5-13)。

表2-5-13 八戸地域における大気中重金属類調査結果(令和3年度)

(単位:  $\text{ng}/\text{m}^3$ )

測定対象物質	八戸小学校局	根岸小学校局	指針値
ニッケル化合物	1.7	3.0	25以下

4 大気汚染防止対策

(1) 法令による規制

大気汚染防止法(以下「法」という。)及び青森県公害防止条例(以下「条例」という。)に基づき、工場及び事業場から排出されるばい煙、粉じん等について各種の規制が実施されています。

ばい煙に関する規制は、法及び条例に基づく「ばい煙発生施設」及び「ばい煙関係施設」の排出口から排出されるばい煙について排出量又は排出濃度の排出基準が定められており、この基準に違反した事業者に対しては、改善命令等の行政処分を経ることなく、直ちに罰則を適用することができるようになってきました。事業者は、ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等の変更をする際、知事へ事前に届出することになっており、これに対し、排出基準に適合しないと認めるときは、計画変更命令等の措置ができ、規制基準の遵守が担保される仕組みとなっています。

粉じん規制については、石綿(アスベスト)その他の人の健康に係る被害を及ぼすおそれのある物質を「特定粉じん」に定め、「特定粉じん発生施設」を設置する工場又は事業場の敷地の境界線における濃度の許容限度として規制基準が定められています。また、特定粉じん以外の「一般粉じん発生施設」及び条例に基づく「粉じん関係施設」については、粉じん飛散防止のための施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。さらに、特定粉じんについては、石綿を含有する建築材料が使用された建築物等の解体等の作業を「特定粉じん排出等作業」に定め、作業基準が定められています。

そのほか、法ではアンモニア、ふっ化水素等28物質を



「特定物質」として定めており、特定物質を発生する施設及びばい煙発生施設で事故が発生した場合に、知事は事業者に対し、事故の拡大防止又は再発防止策をとるべきことを命ずることができることになっています。

移動発生源については、法に基づき、環境大臣が自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等について、許容限度を定めるとともに、国土交通大臣が道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準によりこれを確保することになっています。また、法では、自動車排出ガスによる大気汚染が著しい地区について、知事が県公安委員会に対して交通規制の要請を行うとともに、必要に応じ道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べることになっています。

① 固定発生源の状況

令和3年度末における法等に基づく届出施設は、資料編表48及び表49のとおりです。

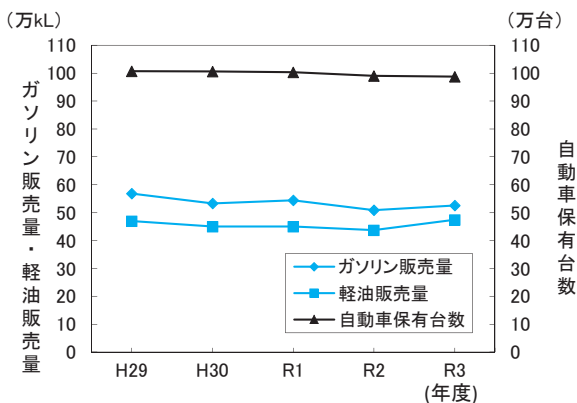
また、令和3年度における届出書の受理件数は、法対象が413件、条例対象が331件となっており、内訳は資料編表50のとおりです。

② 移動発生源の状況

移動発生源としては、自動車、航空機及び船舶等があり、自動車は窒素酸化物等の大きな発生源となっています。

本県における自動車保有台数は、令和3年度末において約99万台となっています。また、ガソリン及び軽油の販売量は、令和3年度末において、合わせて約100万kLとなっています（図2-5-7）。

図2-5-7 県内の自動車保有台数及びガソリン等販売量



資料：国土交通省東北運輸局「自動車統計」及び青森県石油商業協同組合「石油製品販売実績」より県環境保全課作成

③ 発生源規制指導

法及び条例に基づき、県、青森市及び八戸市がばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対

し、規制基準の適合状況を把握するため、立入検査を行っています。令和3年度は、ばい煙関連は延べ244工場・事業場565施設、粉じん関連は延べ52工場・事業場、576施設、水銀等関連は30工場・事業場、53施設について、施設の稼働状況、燃料の使用状況、ばい煙の排出状況等を調査しています。

また、ばい煙関連施設に係るばい煙の測定は、20工場・事業場、20施設について実施しました。

(2) 大気汚染物質別対策

① 硫黄酸化物対策

硫黄酸化物に関する排出規制は、一般排出基準（K値規制）、特別排出基準、総量規制基準及び季節的な燃料使用規制基準があり、本県では一般排出基準、いわゆるK値による規制が行われています。

K値規制とは、政令で定める地域区分ごとに、対象施設の排出口の高さに応じて定める許容限度であり、K値が小さいほど厳しい基準となります。

これまでK値は、表2-5-14のとおり、順次強化されており、現在、本県に適用されるK値は、八戸市（旧南郷村を除く。）が6.0（16ランク中第6ランク）、青森市（旧浪岡町を除く。）が14.5（同第15ランク）、その他の地域が17.5（同第16ランク）となっています。

表2-5-14 硫黄酸化物排出基準(K値)改定状況

適用年月日	S45.2.1	S46.6.24	S47.1.5	S49.4.1	S50.4.15	S51.9.28
八戸市	26.3	26.3	14.0	11.7	8.76	6.0
青森市	-	26.3	22.2	17.5	17.5	14.5
その他の地域	-	26.3	22.2	17.5	17.5	17.5

② 窒素酸化物対策

ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の規制は、昭和48年8月の1次規制以降、昭和58年までの5次にわたり、排出基準の強化及び対象施設の拡充が行われたことから、県では対象施設の実態を把握し、低窒素酸化物バーナーの導入、燃焼管理の適正化等の対策指導を行っています。

移動発生源に対する窒素酸化物の規制は、昭和48年度以降順次規制が強化され、ガソリン又はLPGを燃料とする自動車、ガソリンを燃料とする二輪車、軽油を燃料とする特殊自動車（ディーゼル特殊自動車）及びガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車について、大気汚染防止法に基づく告示「自動車排出ガスの量の許容限度」により許容限度が定められています。

③ ばいじん及び有害物質対策

大気汚染防止法では、物の燃焼、電気の使用に伴い発生する物質を「ばいじん」とし、物の破碎、

選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質を「粉じん」としてそれぞれ規制しています。なお、「粉じん」は「一般粉じん」と「特定粉じん」（石綿：アスベスト）に区分されています。

ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められていますが、本県においては、アスファルトプラントの骨材乾燥炉や廃棄物の焼却炉等において基準を超えるおそれがあることから、これらの施設について集じん装置の設置を指導しています。

有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準については、有害物質の種類ごとに、特定のばい煙発生施設に対して設定されています。

### (3) 公害防止協定による排出抑制

公害防止協定は、法令による画一的な規制を補完し、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるとともに、企業側の公害防止に対する姿勢を示し、住民の理解を得るために有効なものです。

本県では、東北電力㈱八戸火力発電所等の主要工場（合計18企業）と関係市村の3者間で公害防止協定を締結しています。この公害防止協定において、大気汚染防止対策として、各協定工場から排出される硫黄酸化物やばいじん、窒素酸化物等について、法令の排出基準より厳しい基準を設定し、大気汚染物質の排出を抑制しています。

### (4) 常時監視

#### ① テレメータシステムによる発生源監視

八戸地区の大手5工場の主要施設について、県及び事業者は「青森県八戸地区大気汚染発生源テレメータシステムの設置等に関する協定」を締結してきましたが、八戸市の中核市移行に伴い、平成29年1月から新たに県、八戸市及び事業者の3者間で「八戸地区大気汚染発生源テレメータシステムの設置等に関する協定」を締結し、テレメータシステムにより燃料使用量、硫黄酸化物排出量等の常時監視の実施及びデータ収集を行っています。監視項目については資料編表51のとおりです。

#### ② 緊急時対策

気象条件の悪化等により大気汚染が著しくなった場合に、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置を迅速かつ適切に行う必要があります。

近年、大気汚染物質の一つである光化学オキシダント濃度が全国的に上昇傾向にあるという状況を踏まえ、県では、県民の健康を守り、生活環境に係る被害を防止するため、平成20年5月に「青森県大気汚染緊急時対策要綱」を制定しました。

また、八戸市内の大手5工場と、緊急時の措置に

関する協定等を締結し、要綱に基づき注意報等を発令した際には、大気汚染の状況に応じ、工場に対しばい煙量の削減等を要請するとともに、県民に対し注意を呼びかけるなど、速やかに大気汚染の改善を図ることとしています。

なお、現在まで、要綱に基づく注意報等の発令に至る緊急事態は発生していません。

### (5) 奥入瀬溪流自然環境の活用

奥入瀬溪流と並行する国道102号では、秋の紅葉時期など観光シーズン時にマイカーや観光バスが多く訪れ、排気ガスや騒音等による自然環境への影響が懸念されています。

この問題を解決する方策の一つとして、奥入瀬溪流を迂回する国道103号奥入瀬（青楓山）バイパスの整備事業が進められており、バイパス完成後の奥入瀬溪流の自然保護と利活用を両立する新たな交通システムを構築するため有識者による奥入瀬溪流利活用検討委員会を設立し、検討を進めているところです。

また、奥入瀬溪流利用適正化協議会（会長：十和田市長）では、平成15年度から2年間、また平成20年度からも毎年2日間マイカー交通規制を実施してきましたが、平成28年度からは規制日数を拡大し（4日間）、将来の本格実施に向けた運用方法の検証を行っています。

## 5 アスベスト対策

### (1) 青森県におけるアスベスト対策

平成17年6月に大手機械メーカーからアスベストに係る健康被害状況について公表され、その後相次いで関係企業等から同様の内容が公表され、アスベストによる健康被害が社会問題化し、国民のアスベストによる健康や環境への不安が高まりました。

この問題を受けて、国では、同年7月29日に関係閣僚による会合を開き、アスベスト問題への当面の対応をとりまとめて以降、大気汚染防止法をはじめ関係法令の改正やアスベストによる健康被害者の救済制度の創設など「アスベスト問題に係る総合対策」に取り組んでいます。

本県では、同年7月14日にアスベスト問題庁内連絡会議を設置し、関係部局が情報を共有し、相談窓口の設置や相談事例等に関する情報交換、アスベスト問題に関する県民への情報提供、県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施などの取組を行ってきました。

また、同年10月6日には、アスベスト問題に関する総合的な対策の推進等を目的とする青森県アスベスト

問題対策本部を設置し、県有施設等における除去等の対策に着手するとともに、12月には、青森県アスベスト問題対策アクションプログラムを策定・公表し、平成18年2月には、使用実態調査の最終結果を公表するなどにより、県民の不安解消と健康被害の防止対策に取り組んでいます。

更に、大気汚染防止法に基づく特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施届出があった場合、立入検査や除去作業現場周辺のアスベスト濃度の測定を行っています。

(2) 大気汚染防止法に基づく規制等

① 特定粉じん排出等作業の届出状況

令和3年度における大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数は、表2-5-15のとおりです。

表2-5-15 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数(令和3年度)

県受付分	青森市受付分	八戸市受付分	合計
33	23	32	88

② アスベスト濃度調査

令和3年度は、住宅地域2地点、道路沿線1地において、環境大気中のアスベスト濃度調査を実施しました(表2-5-16)。

また、特定粉じん排出等作業場所周辺の17地点において、アスベスト濃度調査を実施しました(表2-5-17)。

表2-5-16 環境大気中のアスベスト濃度調査結果(令和3年度)

区分	調査地点数	調査結果(本/L)			(参考)特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準(本/L)
		最小	最大	幾何平均	
住宅地域	2	<0.05	<0.3	0.15	10
道路沿線	1	<0.3	<0.3	<0.3	

※調査結果は総繊維数濃度を示している。  
資料：県環境保全課

表2-5-17 特定粉じん排出等作業場所周辺アスベスト濃度調査(令和3年度)

調査地点数	調査結果(本/L)			(参考)特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準(本/L)
	最小	最大	幾何平均	
46	<0.05	53.8	0.23	10

※調査結果は総繊維数濃度を示している。  
資料：県環境保全課

③ アスベスト監視強化の取組

大気汚染防止法の改正により、平成18年から特定粉じん排出等作業の規制対象が拡大されたことから、これに対応し一層の監視強化を図るため、平成17年度にはアスベスト濃度調査に係る試料採取用機

材・分析機器を整備し、以降、次の取組を行っています。

ア 建築物の解体等に対する監視

特定粉じん排出等作業に対して、地域県民局環境管理部が立入検査を実施し、必要に応じて労働基準監督署と合同で立入検査を実施しています。

イ 特定粉じん排出等作業周辺調査

特定粉じん排出等作業に対して、当該建築物等の敷地境界において、アスベスト濃度調査を実施しています。

ウ 一般環境調査

住宅地域等において、アスベスト濃度調査を実施しています。

6 公害健康被害対策

八戸市の一部地区住民を対象に、同市が昭和45年から昭和49年にかけて公害健康被害調査を実施した結果、大気汚染によると認められる呼吸器症状の有症率が比較的高かったことを契機として、同市は昭和52年6月1日から独自の救済制度（八戸市公害健康被害者の救済に関する条例）により、小中野地区（面積7.1km<sup>2</sup>、地域内人口約3万人）を中心とする指定地域内の公害健康被害者に対し、医療費、療養手当、障害補償費等を支給し、その救済を行っています。

これに要する財源は、八戸市内に立地する一定規模以上の工場・事業場からの拠出金等を充てています。

八戸市の救済制度に基づく指定疾病別認定患者数は表2-5-18のとおり5人となっています。

表2-5-18 指定疾病別認定患者数

(令和4年3月31日現在)

疾 病	計
慢 性 気 管 支 炎	0
気 管 支 ぜ ん 息	5
ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	0
計	5

## 7 悪臭対策

悪臭は、騒音、振動とともに日常生活と関連の深い感覚公害の一つであり、本県においては、令和元年度では「大気汚染」より苦情件数が多い状況にあります。

近年では、従来の畜産農業に係る悪臭苦情の他、家庭生活における苦情が多く、悪臭に関する苦情の内容も多種多様なものとなっています。

悪臭対策については、悪臭防止法に基づき、県又は市が、10市22町5村計37市町村を悪臭規制地域に指定するとともに、規制基準を設定し防止対策を進めています。

これら規制地域における規制事務は市町村長によって行われています。

### (1) 悪臭の現況

令和2年度の悪臭苦情件数は60件であり、苦情発生状況を発生源別にみると流出・漏洩が9件、家庭生活（その他）8件などとなっています。

また、令和2年度（R2年7月1日～R3年6月30日）の畜産における業種別の苦情発生状況は、肉用牛（4件）、乳用牛（3件）、豚（1件）、採卵鶏（1件）、その他（馬）（1件）で肉用牛経営の悪臭に関する苦情が多くなっています（表2-5-21）。

家畜排せつ物については、平成16年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、これまでに管理基準を満たした処理施設等の整備が進められてきました。

しかしながら、畜産経営の大規模化の進行、住宅地との混住化、高齢化に伴う労働力不足等を背景に、一部不適正な処理や堆肥の滞留等により地域住民から、依然として悪臭に関する苦情が寄せられています。

なお、飼養戸数、頭羽数（県計）の推移は資料編表56のとおりです。

### (2) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制地域の指定については、昭和48年から順次行われ、令和3年度末で県内37市町村に規制地域が指定されています（資料編表54）。

また、規制基準の設定についても、昭和48年から順次行われ、敷地境界、気体排出口及び排水水について、規制基準が設定されています（資料編表55）。

これらの規制地域における悪臭防止法に基づく立入検査、悪臭の測定等は市町村長が行うこととされています。

## 8 稲わら焼却防止活動

稲わらの焼却防止については、平成19年度から、わ

ら焼きが集中している地域を重点指導地区とし、県、市町村職員が直接農家を訪問して、稲わらの有効利用を指導してきたほか、平成20年度には、稲わらの広域流通を進めるため、稲わら流通促進商談会を開催し、畜産農家等への稲わらのあっせんを始めました。

また、平成22年6月には「青森県稲わら有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」を制定し、関係機関が一体となって、稲わらの焼却防止活動を展開しています。

これらの結果、稲わらの焼却は、水稲作付面積の1%台まで減ってきましたが、津軽地域の一部で依然として行われており、貴重な有機質資源の損失のみならず、健康への悪影響や交通の妨げが心配されるほか、本県のマイナスイメージとなることが懸念されています。

このため、平成31年2月に稲わら収集者、畜産農家、家畜市場、農協、市町村等を構成員に、稲わら流通促進会議を設置し、稲わら広域流通システムを構築して、収集・販売・利用の好循環を確立するための検討を行い、令和3年2月には、稲わら販売の経営モデルや、高品質な稲わらロールづくりのための収集・保管技術を示したマニュアルを作成しました。

本マニュアルの活用により、「商品としての稲わら」という視点を持って、農業者が稲わらの利用拡大に取り組んでいけるよう、稲作農家や稲わら収集・販売事業者等を対象とする研修会等を通じて、高品質な稲わらづくりを啓発していきます。

## 9 畜産業対策

### (1) 畜産環境問題の現況

畜産経営については、年々規模拡大が進む一方、市街地の拡大や農村地域の混住化の進行に伴い、畜産経営に起因する悪臭等の環境問題が発生しています。

令和2年度の畜産経営に起因する環境問題の苦情発生件数は10件であり、前年と比べ1件減少しました（表2-5-19）。

苦情発生件数を経済地帯別にみると、平地農業地域4件（40%）、中山間農業地域6件（60%）でした（表2-5-20）。

なお、家畜の種類別苦情発生件数は表2-5-21、経済地帯別苦情発生に伴う指導及び処理内容は表2-5-22のとおりです。



表 2-5-19 苦情発生件数の推移

(単位:件)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
件数	22	23	23	20	11
年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	7	12	17	11	10

資料：県畜産課

表 2-5-20 経済地帯別苦情発生件数(令和2年度)

(単位:件)

区分	苦情内容別発生件数								計
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	悪臭水質汚濁と害虫発生	害虫発生と水質汚濁	悪臭と害虫発生	悪臭水質汚濁と害虫発生	その他	
都市的地域									
平地農業地域		3						1	4
中間農業地域	2	1		1		1		1	6
山間農業地域									
計	2	4		1		1		2	10

資料：県畜産課

表 2-5-21 家畜の種類別苦情発生件数(令和2年度)

(単位:件)

区分	苦情内容別発生件数								計
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	悪臭水質汚濁と害虫発生	害虫発生と水質汚濁	悪臭と害虫発生	悪臭水質汚濁と害虫発生	その他	
豚								1	1
採卵鶏		1							1
ブロイラー									
乳用牛		2						1	3
肉用牛	2	1				1			4
その他				1					1
計	2	4		1		1		1	10

資料：県畜産課

表 2-5-22 経済地帯別苦情発生に伴う指導等

(令和2年度)

(単位:件)

区分	指導・対策別件数					計
	施設助成	技術指導	移転の斡旋	紛争の仲介	その他	
都市的地域						
平地農業地域		2			1	4
中間農業地域		4			1	6
山間農業地域						
計		6		2	2	10

資料：県畜産課

(2) 畜産環境保全対策

地域農業や生活環境と調和のとれた環境保全型畜産の確立を推進するため、家畜排せつ物の適正な処理や耕種部門における堆肥利用の促進に努めるとともに、補助事業やリース事業及び融資制度の活用による処理機械・施設の整備を推進しました。

① 畜産環境保全対策事業

家畜排せつ物の適正処理による環境汚染防止により地域の環境に対応した畜産経営の確立を促進するため、「家畜排せつ物法」及び「青森県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、個別経営に対する巡回指導、家畜排せつ物処理施設整備の促進、良質堆肥の生産と利用促進活動を行いました。

② 草地畜産基盤整備事業

将来的にも畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営における総合的な環境整備対策として、平成29年度から「つがる北部地区(つがる市)」が同事業を活用して、家畜排せつ物を適正に処理・利用するための施設整備を実施しています。

③ 畜産環境整備リース事業

家畜排せつ物処理の適正化に資するため、一般財団法人畜産環境整備機構が畜産経営者に対して処理施設機械の貸付を行う事業を推進しています。

④ 融資制度

家畜排せつ物処理施設の整備のために畜産経営が活用できる制度資金の周知を図りました。

ア 農業近代化資金(1号資金)：畜舎、堆肥舎等農業用建物構築物の改良又は取得に必要な資金の融資。また、原動機、耕うん整地用機械、畜産用機具等の農機具の取得に必要な資金の融資

イ 畜産経営環境調和推進資金：家畜排せつ物処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産経営を対象に処理施設の整備に必要な資金の融資

ウ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)：認定農業者を対象に経営改善計画に則した処理施設等の整備に必要な資金の融資

## 第2節 静けさのある環境の保全

### 1 騒音・振動の現況

令和2年度の騒音・振動の発生源別苦情件数はそれぞれ表2-5-23及び表2-5-24のとおりであり、騒音及び振動の苦情件数はほぼ横ばい傾向にあります。

本県では、県内10市のうちつがる市を除く9市が、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を定めるとともに、つがる市と平川市を除く8市が騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域を指定し、規制指導を行っています。

表2-5-23 発生源別騒音苦情件数

発生源区分	苦情件数				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
焼却	0	0	0	0	0
産業用機械作動	14	9	17	13	18
工事・建設作業	10	20	16	19	8
カラオケ・飲食店営業	6	6	1	3	2
家庭生活	8	3	5	3	4
自動車運行	0	1	1	1	8
鉄道運行	0	0	0	1	0
航空機運航	0	2	0	0	1
その他・不明	9	7	19	12	8
合計	47	48	59	52	49

資料：公害等調整委員会事務局「令和2年度公害苦情調査」より環境保全課作成

表2-5-24 発生源別振動苦情件数

発生源区分	苦情件数				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
産業用機械作動	0	0	1	0	1
工事・建設作業	3	8	5	1	5
自動車運行	2	1	0	0	0
家庭生活	0	0	1	0	0
その他・不明	0	1	1	0	1
合計	5	10	8	1	7

資料：公害等調整委員会事務局「令和2年度公害苦情調査」より環境保全課作成

### 2 騒音・振動の発生源別の状況

#### (1) 自動車騒音の常時監視

自動車交通騒音の実態及び経年変化を把握するため、8市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市）が、騒音に係る環境基準類型指定地域の36地点について、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視を行いました。

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内の全ての住居等のうち環境基準値を超

過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面的」な評価へと変更になりました。

令和3年度の測定結果を基に面的評価を行った結果、環境基準達成率は99.9%でした（資料編表57）。

#### (2) 航空機騒音実態調査

環境基本法第16条に基づき、航空機騒音に係る環境基準の地域の類型が当てはめられている青森空港、八戸飛行場及び三沢飛行場周辺地域について、環境基準の達成状況を監視するため、県、青森市及び八戸市が実態調査を行いました。

その結果、全ての地点で環境基準を達成していました（資料編表58、表59及び表60）。

#### (3) 新幹線鉄道騒音調査

東北新幹線盛岡－八戸間が平成14年12月1日に、八戸－新青森間が平成22年12月4日に、新青森－新函館北斗間が平成28年3月26日に開業したことから、沿線の騒音測定を実施しています。

新幹線騒音の環境基準達成状況を把握するため、県、青森市及び八戸市が、令和3年度は7地点で測定を実施し、南部町法師岡地区及びおいらせ町西下川原地区において環境基準値を超過していました（資料編表61及び表62）。

### 3 騒音・振動防止対策

#### (1) 騒音に係る環境基準の設定

環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法に基づき県又は市が定めることとされ、9市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び平川市）で定められています（令和3年度末現在）。

#### (2) 航空機騒音に係る環境基準の設定

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域は、県が定めることとされています。

八戸飛行場周辺地域については、昭和60年10月12日に八戸市及び五戸町について、青森空港周辺地域については、昭和63年3月31日に青森市（旧青森市及び旧浪岡町）について、類型を当てはめる地域を定めました。

また、三沢飛行場周辺地域については、平成9年5月2日に十和田市、三沢市、野辺地町、六ヶ所村、七戸町（旧七戸町及び旧天間林村）、東北町（旧東北町及び旧上北町）、おいらせ町（旧百石町及び旧下田町）及び六戸町について、類型を当てはめる地域を定



めました。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定

環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域は、県が定めることとされています。

平成10年4月30日に盛岡―八戸間の県内部分について、平成13年4月1日に八戸―新青森間について、平成20年3月7日に新青森―新函館北斗間の県内部分について、それぞれ類型を当てはめる地域を定めました。

(4) 規制地域の指定

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定は、県又は市が行うこととされ、8市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市）で指定されています（資料編表64及び表65（令和3年度未現在））。

騒音規制法及び振動規制法では、規制地域内にある対象施設を有する事業者に、市町村長へ届出させ、市町村長が規制、改善指導を行うこととなっています（資料編表66）。

また、県公害防止条例では、騒音規制法、振動規制法の規制対象とならない施設でも、本県の実情から見て規制が必要なものについて対象施設としています（資料編表67）。これら騒音・振動に係る規制権限は、それぞれの市の市長に委任されています。

(5) 工場・事業場の騒音・振動対策

特定工場・事業場については、法及び条例に基づく規制基準の遵守、指導を行っていますが、住宅地と混在している中小工場・事業場では騒音・振動対策が十分でないことが多く、それぞれの市では個々に具体的な改善方策等の指導を行っています（資料編表68及び表69）。

(6) 建設作業騒音・振動対策

特定建設作業については、法及び条例に基づく規制基準の遵守、作業時間の制限、作業工法の改善等の指導を行っています。

建設作業については、騒音に係る苦情の割合が多く、それぞれの市では個々の事例に対応した改善方策等の指導を行っています（資料編表68及び表69）。

(7) 自動車騒音・道路交通振動対策

本県における自動車保有台数は横ばい傾向にありますが、県では、関係機関及び市町村と密接な連携を図り、次の各種対策を総合的に推進していくこととしています（資料編表68及び表69）。

① 発生源対策

ア 自動車構造の改善

自動車騒音の許容限度の強化

検査、点検整備の徹底

イ 走行状態の改善

交通管制システム等による交通の円滑化の推進  
車線指定等の交通規制の推進（バスレーン）  
過積載車、整備不良車両等の取締り等

ウ 交通量の抑制

大量公共輸送機関への転換等

② 交通流対策

道路網の整備等（環状道路、バイパス等の整備）

③ 道路構造の改善

植樹帯などの緩衝空間の確保、路面の改良等

④ 沿道対策

緩衝建築物の誘導、沿道土地利用の適正化等

(8) 航空機騒音対策

本県に4か所ある飛行場のうち、特に三沢飛行場は、民間空港であるとともに、自衛隊基地及び米軍基地としても使用されていることから、三沢市を中心として航空機による騒音が問題となっています。

自衛隊が使用している飛行場については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防衛省が各種施策を実施しています（資料編表72）。

また、航空機による騒音の実態把握を行い、関係機関の協力を得ながら生活環境の保全を図っています。

(9) 新幹線鉄道騒音対策

平成22年12月4日に開業した東北新幹線八戸―新青森間及び平成28年3月26日に開業した北海道新幹線新青森―新函館北斗間における騒音対策については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」）及び東日本旅客鉄道株式会社により、防音壁への吸音板の取付等の対策が進められています。

県では、関係機関と連携して新幹線鉄道騒音調査を継続し、騒音の状況を監視するとともに、環境基準未達成地点については鉄道・運輸機構等に対して各種対策を実施するよう要望していくこととしています。

(10) 深夜営業騒音対策

県公害防止条例では、飲食店等で深夜営業を営む者に対し、施設から発生するカラオケなどの騒音について、所定の基準を遵守するよう定めています。

しかし、深夜営業騒音は、営業の形態、施設の構造などにより発生源が多様であり、営業が深夜にわたることから、「青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」に基づく規制等により、関係機関と協力し、生活環境の保全を図っています。

## 第3節 地盤・土壌環境の保全

### 1 農用地土壌対策

農用地の土壌汚染対策については、昭和45年12月に人の健康を損うおそれがある農畜産物の生産防止、農作物等の生育阻害の防止を目的とした「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定され、農用地土壌の汚染対策が推進されています。

同法では、人の健康を損うおそれがある物質として、玄米中のカドミウム及びその化合物を指定し、農作物の

生産上問題があるものとして、土壌に含まれる銅及び砒素並びにそれらの化合物を農用地の汚染原因となる物質（特定有害物質）に指定し、各物質ごとに対策地域を指定するとともに対策地域の指定要件を定めています。

本県では、表2-5-25に示した坪川流域水田（銅汚染）、宿野部川流域水田（銅及び砒素汚染）及び正津川流域水田（砒素汚染）の3地域で汚染が確認され、それぞれの地域については既に客土等の対策事業が完了しています。

表2-5-25 農用地土壌汚染対策の概要

地域名	区分 関係市町村名	土壌汚染細密調査		土壌汚染対策地域		対象事業	
		実施年度	対象面積 (ha)	指定年度	指定面積 (ha)	完了年度	事業名
坪川流域水田	七戸町 (旧天間林村)	昭和47	360	昭和49	10.37	昭和50	小規模公害防除対策事業
宿野部川流域水田	むつ市 (旧川内町)	昭和48	230	昭和56	13.5	昭和60	公害防除特別土地改良事業
正津川流域水田	むつ市 (旧大畑町)	昭和52	133	—	—	昭和61	鉍毒対策事業

資料：県環境保全課

### 2 一般環境土壌対策

#### (1) 公害対策基本法（現環境基本法）

公害対策基本法（現環境基本法）に基づき、平成3年8月に一般環境土壌の指標となる「土壌の汚染に係る環境基準」が告示され、その後項目追加を経て、現在は重金属類、有機塩素化合物及び農薬等29項目について基準が設定されています（資料編表73）。

また、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行され、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置や汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めています（資料編表74）。

#### (2) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出

土壌汚染対策法に基づき、一定の規模（3,000㎡）。ただし、現に有害物質使用特定施設のある土地は900㎡以上の土地の形質を変更する場合に届出が義務付けられています。

令和3年度における県に届出された一定の規模以上の土地の形質の変更届出件数は182件（うち青森市11件、八戸市9件）であり、届出された土地に土壌汚染のおそれは認められませんでした。

### 3 休廃止鉍山鉍害防止対策

#### (1) 休廃止鉍山鉍害追跡調査事業

県は、県内に存在する154の休廃止鉍山について鉍

害の有無を確認するため、関東東北産業保安監督部東北支部と合同で昭和45年度から昭和49年度まで現地調査を実施しました。

この調査の結果、何らかの鉍害防止措置が必要とされた26鉍山（鉍害防止義務者が存在するもの3、鉍害防止義務者が存在しないもの23）について、鉍害防止義務者が存在するものについては関東東北産業保安監督部東北支部に対し措置要請をし、鉍害防止義務者が存在しないものについては国の補助制度を活用して県が鉍害防止事業を実施し、鉍害発生の防止に努めてきました。

#### (2) 休廃止鉍山鉍害防止事業

鉍害防止義務者が無資力又は現存しない義務者不存の鉍山で何らかの鉍害防止措置を必要とする23鉍山については、国の「休廃止鉍山鉍害防止等工事費補助金」制度を活用して、県が鉍害防止工事や危害防止工事、坑廃水処理を実施し、地域住民の健康の維持と環境の保全を図ってきました。

また、鉍害防止義務者が存在する鉍山で坑廃水処理が必要なものについては、処理経費の一部について補助金を交付してきました。

〈義務者不存鉍山〉

##### ① 鉍害防止工事

義務者不存鉍山のうち鉍害防止工事を必要とするものについては、昭和50年度から計画的に工事を実施し、これまで5鉍山の鉍害防止工事を完了しており、令和3年度は、高森鉍山（七戸町）の関係施

設を対象とする工事を実施することとしています。

② 危害防止工事

義務者不存鉦山のうち危害防止工事を必要とするものについては、昭和50年度から平成14年度まで計画的に工事を実施し、これまで14鉦山の危害防止工事を完了しました。

③ 坑廃水処理

義務者不存の尾太鉦山と大揚鉦山（むつ市川内町）については、尾太鉦山が昭和56年度から、大揚鉦山は昭和60年度から県が事業主体となって坑廃水処理を実施しています。

〈義務者存在鉦山〉

④ 休廃止鉦山坑廃水処理事業費補助

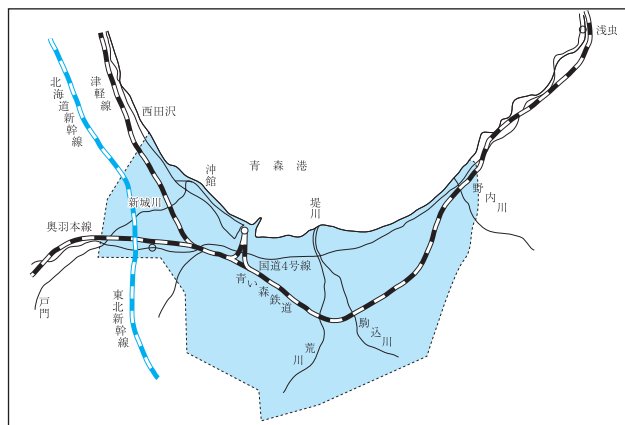
鉦害防止義務者が存在する鉦山のうち、坑廃水処理が必要な上北鉦山（七戸町）については、その処理経費の一部について、昭和57年度から国3/4、県1/4の割合で、秋津鉦山（平川市）については、平成5年度から国3/4、県1/8（残り1/8は秋田県負担）の割合で補助金を交付しています。

[資料：表2-5-26～表2-5-27及び図2-5-8～図2-5-9青森市]

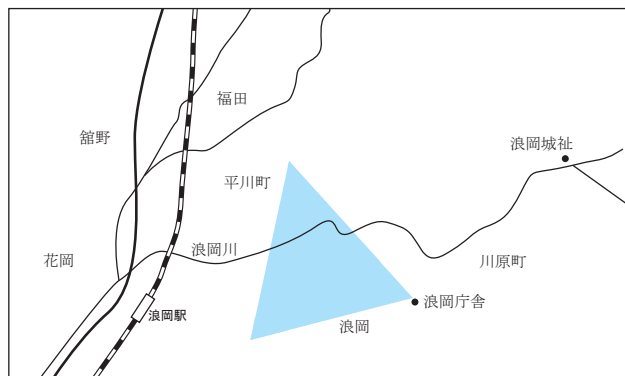
表2-5-26 測量地域及び水準点数

測量地域		測量水準点数	測量距離 (km)
青森地区	国道から海手側（野内～合浦～古川～油川） 国道から山手川（八幡林～戸山～問屋町～安田～新城～油川）	103	93.957
浪岡地区	杉沢～浪岡（平野）～女鹿沢～浪岡（細田）の地域内	6	4.265
計		109	98.222

図2-5-8 水準測量実施区域



青森地区



浪岡地区

4 地盤沈下対策

現在、青森県内において地盤沈下に係る調査を実施している地区は、青森地区、八戸地区及び弘前地区の3地区です。地盤沈下の原因としては、構造物や盛土の重量、地下水の過剰揚水等による地層の圧密説が支配的です。そのため、地盤変動を見る水準測量と地下水位の変動を見る観測井による観測が実施されています。

(1) 地域別地盤沈下の現況

① 青森地区

ア 概況

青森地区においては、昭和43年に国土地理院が実施した一等水準測量により、国道4号沿いの約3kmの区間で10年間に約10cm程度沈下していることが判明し、また、国及び青森県が昭和47年初頭に実施した水準測量によっても、4年間で約20cmの沈下量を示す地域が4ヵ所認められたことから、昭和47年度、国、市などの関係機関が水準点を増設するなど監視体制を強化し、以来水準測量を継続的に実施しています。

また、青森市は昭和49年から市条例により地下水の過剰な汲み上げを規制しています。

その結果、沈下量は鈍化傾向を示し、近年は、年間沈下量が地盤沈下対策を必要とする目安である2cm以上となった箇所は確認されていません。

イ 調査の概要

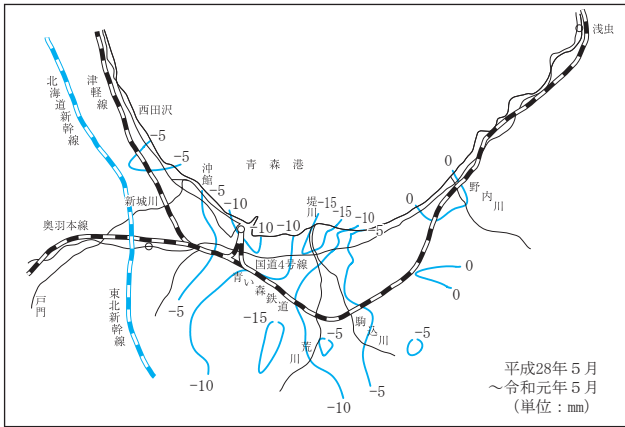
令和元年度までの沈下面積の推移は表2-5-27のとおりです。

平成25年度の水準測量において、東日本大震災の影響と考えられる仮不動点（浅虫検潮所に付属している水準点）の標高変動が確認され、平成22～25年の沈下量の把握はできませんでしたが、令和元年度の水準測量では、平成28年からの3年間で最大1.92cm（港町二丁目）の沈下量となっています（資料編表75）。

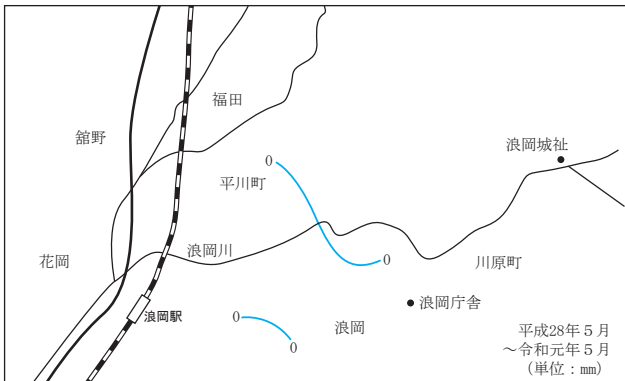
表 2-5-27 青森地区沈下面積経年変化

測量地域	年月	最大沈下量 (cm)	沈下面積 (㎡)			
			2 cm以上	1 cm以上 2 cm未満	1 cm未満	合計
青森地区	H11年5月～H13年5月	3.10	0.10	0.30	50.60	51.00
	H13年5月～H15年5月	0.70	0.00	0.00	1.75	1.75
	H15年5月～H17年5月	1.10	0.00	0.03	38.87	38.90
	H17年5月～H19年5月	1.10	0.00	0.01	21.93	21.94
	H19年5月～H22年5月	0.07	0.00	0.00	0.74	0.74
	H22年5月～H25年5月	-	-	-	-	-
	H25年5月～H28年5月	1.11	0.00	0.02	33.78	33.80
浪岡地区	H28年5月～R01年5月	1.92	0.00	12.46	29.86	42.32
			0.00	0.00	0.04	0.04

図 2-5-9 青森地区地盤沈下等量線図



青森地区



浪岡地区

表 2-5-28 地盤沈下観測井設置状況 (八戸地区)

(令和4年3月31日現在)

記号	設置機関	所有機関	設置場所	深度 (m)	計器	
					水位計	沈下計
1	経済産業省(東北経済産業局)	八戸市	青葉三丁目(第三中学校)	100	○	—
2	〃	〃	尻内町中根市(三条中学校)	150	○	—
3	〃	〃	市川町赤畑(市川中学校)	200	○	—
4	八戸市	〃	柏崎二丁目(旧柏崎小学校)	10	○	○
5	〃	〃	江陽二丁目(江陽公園)	75	○	○
6	〃	〃	河原木角地田(市営河原木団地)	150	○	○
7	〃	〃	市川町古館(多賀小学校)	200	○	○

資料：八戸市

② 八戸市

ア 概況

八戸地区では、臨海部や馬淵川右岸を中心として地下水の塩水化が確認されたことなどから、昭和49年度から水準測量を、昭和52年度からは観測井による地下水位変動等の調査を継続実施しています。

その結果、局地的に2 cmを超える地域があったものの、現在は広範囲な沈下現象はみられていません。

イ 調査の概要

a 水準測量

八戸地区においては、昭和49年から水準測量を開始し、令和2年度の水準測量は、国土地理院、八戸観測所及び八戸市が65地点、89.9kmについて実施しました。

令和2年度の水準測量では、最大沈下量は0.67cm(尻内町)となっており、平成29年度測定の前最大沈下量(1.22cm)を下回りました(資料編表76)。

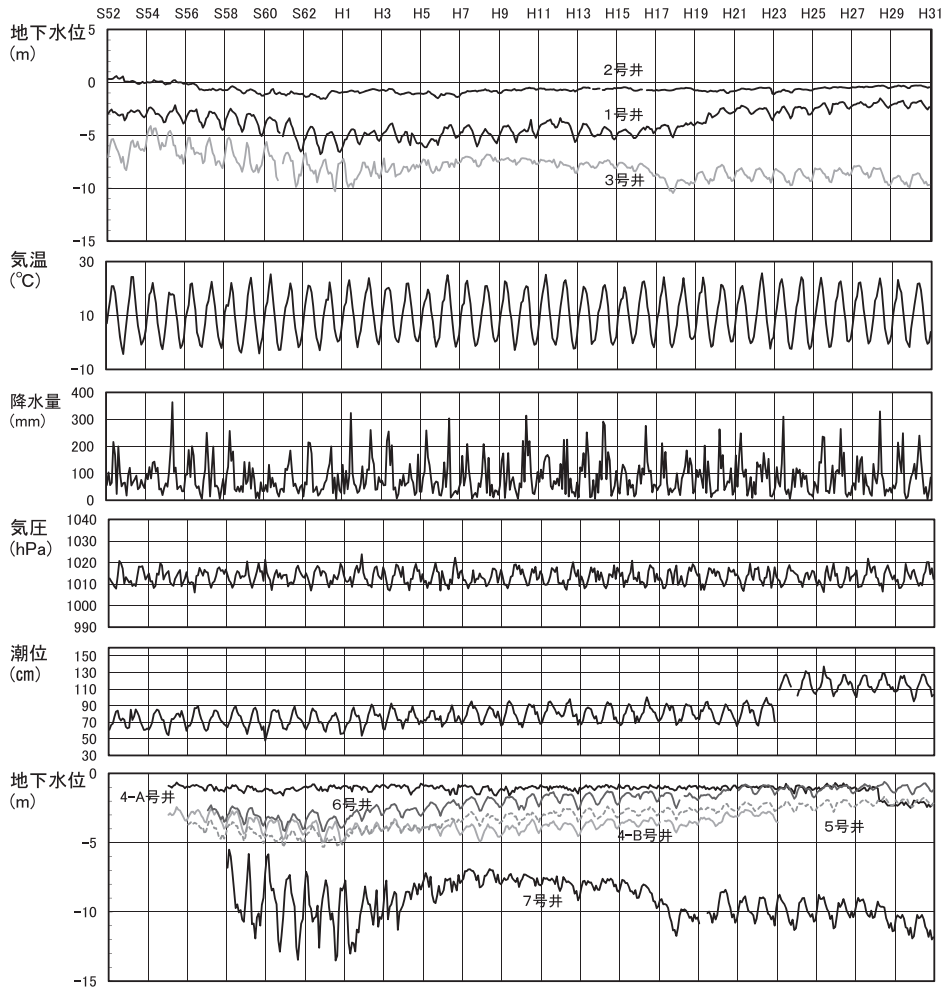
b 観測井観測

八戸地区では、表2-5-28に示した7地区7本の観測井により昭和52年度から(柏崎地区は昭和55年度、江陽地区は昭和56年度、河原木地区は昭和57年度から)観測を実施しています。

観測井の水位・沈下量の年度別累積変動は資料編表77のとおりです。また、観測井の水位変動は図2-5-10のとおりであり、近年では横ばい傾向が見られています。



図 2-5-10 八戸地区観測井水位変動図



注) 潮位記録については、東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)によって気象庁管理の八戸港潮位観測が廃止されたことに伴い、2011年4月22日から国土交通省東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所管理の潮位計記録に変更している。

③ 弘前地区

弘前市平岡町に設置した観測井により、昭和58年度から地下水位観測を実施しています。

調査結果では、昭和61年度に地下水位の急激な下降が認められましたが、これは、弘前市の上水道水源井(4本、日量計5,000m<sup>3</sup>)の揚水が昭和60年12月から開始されたことから、その影響を反映したものと考えられています。

近年は平成7年以降、緩やかに水位が下降する傾向がみられています。

(2) 地盤沈下防止対策

① 青森市

青森市では、昭和48年10月に「地下水採取に関する指導要綱」を制定して地下水揚水の自主規制を実施しましたが、より一層の実効を期するため、昭和49年1月からは青森市公害防止条例により規制を実施しています。規制の主な内容は次のとおりです。

- ア 市街地を中心として規制地域の指定
- イ 消雪用の地下水利用の全面禁止

ウ 地下水揚水設備(吐出口断面積6cm<sup>2</sup>以上)設置の許可制

エ 新規の井戸は、揚水設備に係るストレーナーの位置が30m以浅の内径5cm以下で算出される断面積とする

オ 1日当たりの揚水量は、工業、公衆浴場、温泉用は300m<sup>3</sup>以下、その他の用途は100m<sup>3</sup>以下とする  
カ 節水、循環使用、工事による排出防止の義務付け

さらに、「青森市揚水設備以外の動力設備による地下水採取の届出に関する要綱」(平成19年4月1日施行)を制定し、吐出口断面積6cm<sup>2</sup>未満の地下水揚水について届出を義務付けています。

② 八戸市

八戸市は、「八戸市地下水採取の届出に関する要綱」(平成11年4月1日施行)を制定し、吐出口断面積6cm<sup>2</sup>以上の地下水揚水について届出を義務付けており、市内の揚水設備に係る設置状況の把握に努めています。

## 第4節 化学物質対策の推進

### 1 ダイオキシン類対策

廃棄物の焼却炉からのダイオキシン類の発生が社会問題となったことから、平成9年に廃棄物処理法施行令等が改正されるなど排出規制が強化されてきました。ダイオキシン問題については、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために取組を一層強化しなければならない課題であるとの国の基本的考え方にに基づき、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日から施行されました。県では、ダイオキシン類対策の一層の取組を推進していくこととしています。

#### (1) 環境調査

県、青森市、八戸市及び国土交通省（公共用水域のみ）では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（底質を含む）、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査しています。

##### ① 大気

令和3年度は11地点において4季にわたり調査を実施しました（資料編表79）。

各地点における調査結果は4季の平均値で評価することとされていますが、全調査地点において、環境基準（0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成しました。

##### ② 公共用水域の水質及び底質

令和3年度は水質について33地点、底質について15地点で調査を実施したところ、いずれもダイオキシン類の水質環境基準（1pg-TEQ/L以下）及び底質環境基準（150pg-TEQ/g以下）を達成しました（資料編表80）。

##### ③ 地下水

令和3年度は13地点で年1回調査を実施したところ、いずれもダイオキシン類の水質環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成しました（資料編表81）。

##### ④ 土壌

令和3年度は12地点で年1回調査を実施したところ、いずれもダイオキシン類の土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を達成しました（資料編表82）。

また、いずれの地点も、対策を必要とする調査指標値（250pg-TEQ/g）を下回っていました。

#### (2) 発生源対策

##### ① ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者は、排出ガス（廃棄物焼却炉については、集じん施設によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）及び排出水に含まれるダイオキシン類の濃度を測定し、県（中核市である青森市及び八戸市は各市）に報告することとされています。

令和3年度に報告があったのは、排出ガス108施設、排出水4事業場であり、このうち大気排出基準を上回った施設はありませんでした。

ばいじん及び燃え殻については、ばいじん62施設、燃え殻98施設について報告があり、ばいじんについて、5施設において処理基準（埋立処分等を行う際に適用される基準）を上回っていました。

##### ② 廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出実態調査結果

廃棄物焼却施設7施設について排出ガス中のダイオキシン類を測定した結果、すべての施設で排出基準を下回っていました。また、ばいじん中のダイオキシン類について3施設、燃え殻中のダイオキシン類について6施設で測定した結果、ばいじんについて、1施設において処理基準を上回っていました。

##### ③ 排出基準等を上回っている施設に対する指導

排出ガスの基準値を上回った施設の設置者に対しては、施設を停止させ、排出基準を超過しないように施設を改善するように指導しました。

また、ばいじん及び燃え殻の処理基準を上回っている施設の設置者に対しては、特別管理産業廃棄物等として適正に処理するよう指導しました。

##### ④ 自主測定結果未報告施設に対する指導

自主測定結果未報告の施設（1施設）の設置者に対しては、速やかに自主測定結果を報告するよう指導しました。

#### (3) 今後の方針

今後も、廃棄物焼却施設等を有する事業所等に対し、自主測定の実施など、ダイオキシン類対策の徹底を指導します。また、県民の不安を解消するため、次の対策を講じます。

##### ① 事業者等の自主測定の指導及び結果の公表

##### ② 大気、水質（底質を含む。）及び土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査及び結果の公表



## 2 P R T R制度

私たちの生活は、多くの有用な化学物質によって支えられていますが、その製造・廃棄過程において、健康や環境に影響（リスク）を与えるものもあります。

そのリスクを少しでも減らすためには、行政・事業者・県民などの各主体がそれぞれの立場から協力し合っ、有害性を与えるおそれのある化学物質の環境中への排出削減に取り組んでいく必要があります。

環境省と経済産業省は、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称「化管法」）」を公布し、これに基づいて、平成13年4月から化学物質の新しい管理システムであるP R T R制度が実施されました。

P R T R制度とは、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、県を経由して届け出たものを国が集計して公表又は開示する仕組みです。これによって、毎年どんな化学物質が、どこからどれくらい排出されているのかを知ることができます。

令和3年度には、青森県内の対象事業者から令和2年度把握分について計418件（有効届出数）の届出があり、排出量合計は349トン、移動量合計は1,236トン、総排出量・移動量は1,584トンとなっています（資料編表83）。

## 3 農薬残留対策

### (1) 農薬対策の概要

農薬は、農作物の安定生産のために欠かせない資材ですが、使用方法を誤ると農作物への残留や土壌、河川水の汚染などの問題が発生する場合があります。

このため、厚生労働省では、人の健康に危害を及ぼすほどの農薬が残留した食品が流通しないよう、食品衛生法に基づいて「残留農薬基準」を定めているほか、農林水産省も農作物に基準値を超える農薬が残留しないよう、使用時期や使用回数等の「使用基準」を定め、個々の農薬に表示させています。

県では、農薬が適正に使用されるよう、指導者向けに「農作物病害虫防除指針」を作成・配付しているほか、農家向けの農薬適正使用啓発資料の配布などを行って、指導の徹底を図るとともに、農薬販売店の指導・取締も行っています。

### (2) 食品中の残留農薬対策

令和3年度は、メロン、トマト（ミニトマトを含む）、にんじん、りんご、ごぼう、だいこんの6品目、延べ33検体について有機塩素系農薬、有機リン系農薬等（約250種類）の残留農薬検査を実施したところ、法違反（食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるもの）となった検体はありませんでした（資料編表84）。

### (3) 農薬危害防止対策

5月から8月までの4か月間、「青森県農薬危害防止運動」を実施し、農薬適正使用に係る研修会の開催や啓発資料の配布等により、農林水産部と健康福祉部が連携して、農薬の適正使用の推進や農薬中毒事故等の防止に努めました。

また、農薬販売者等を対象とした農薬管理指導士の新規認定研修及び認定期間更新研修を行い、農薬販売者・防除業者などの資質向上を図りました。農薬取締法に基づく農薬販売店等の立入検査を321か所で行い、販売台帳の整備による農薬の適正な保管・管理等について指導したほか、農家へ農薬適正使用啓発資料を配布するなど、農薬適正使用に関する啓発活動を行いました。

なお、県内の農薬流通量は表2-5-29のとおりです。

表2-5-29 令和2年農薬年度 農薬流通量

（単位：t、%）

種類 項目	殺菌剤	殺虫剤	殺虫 殺菌剤	除草剤	その他	計
流通量 (前年対比)	2,132 (94)	3,413 (87)	405 (107)	2,776 (109)	857 (91)	9,582 (96)

注) 農薬年度：前年10月～当該年9月  
資料：一般社団法人日本植物防疫協会「農薬要覧2021」より  
県食の安全・安心推進課作成

## 第5節 オゾン層保護・酸性雨対策の推進

### 1 オゾン層

#### (1) オゾン層破壊問題とオゾン層保護対策

「フロン」は、20世紀の人類が発明した、自然界には存在しない人工物質です。

昭和3年、冷蔵庫などの冷媒に理想的な気体として開発され、断熱材やクッションの発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、スプレアの噴射剤（エアゾール）など様々な用途に使用され、1960年代以降先進国を中心に消費されるようになりました。

しかし、昭和49年、フロンが大気中に放出されると上空の成層圏まで昇り、オゾン層を破壊してしまうというメカニズムが発見されました。

オゾン層の破壊により地表に到達する紫外線が増加すると、皮膚ガンや白内障など健康に悪影響をもたらすばかりでなく、動植物の遺伝子を傷つけ、生存を妨げるおそれがあります。その後、昭和60年に南極でオゾンホールが発見され、実際にオゾン層が破壊されていることについての確証が得られると、世界中で大問題となりました。

そして、「オゾン層保護に関するウィーン条約」（昭和60年）に基づき、フロン規制のための国際枠組として「モントリオール議定書」（昭和62年）が採択され、世界的にオゾン層破壊物質（特定フロン等）の規制が始まりました。

我が国では、フロンガスの規制のための国際枠組（モントリオール議定書）に基づき、昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定して、平成元年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始するとともに、その需要を円滑かつ着実に削減していくための施策を行っています。

一方、特定フロン等の代替物質として、オゾン層を破壊しないフロン（代替フロン：HFC）が開発・普及してきましたが、代替フロン等には地球温暖化をもたらすという新たな問題が出てきました。

#### (2) 冷媒用フロンの回収等の推進

オゾン層破壊物質の排出抑制については、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」による生産規制等によって行われてきました。しかし、オゾン層の保護を進めるためには、既に生産された製品中に含まれるオゾン層破壊物質の排出を抑制することも必要です。また、地球温暖化の防止の観点からは、オゾン層は破壊しないものの温暖化効果を有する代替

フロンの排出も抑制しなければなりません。

このため、平成13年6月、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が制定され、業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどに使用されている冷媒フロンの放出禁止、回収破壊が義務づけられ、廃棄される業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類を回収する者（第一種フロン類回収業者）、使用済み自動車に搭載されているエアコンディショナーの引取りを行おうとする者（第二種特定製品引取業者）及び廃棄される使用済み自動車から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者（第二種フロン類回収業者）は、それぞれ都道府県知事等の登録を受けることとされました。

さらに、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を徹底するため、平成18年6月に制定された改正法では、機器の廃棄等を行う際に、フロン類の回収行程を管理する制度の導入や、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日より施行されました。平成25年6月に制定された改正法では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化のため、フロンの製造業者並びに特定製品の管理者の責務を定めるとともに、フロン類充填業登録義務化や、フロン類再生業の許可制度の導入等が盛り込まれ、平成27年4月1日より施行されました。令和元年6月に制定された改正法では、フロン類を回収せずに機器を廃棄した場合の直接罰の導入や、引取等実施者に機器を引き渡す際に、機器とあわせて引取証明書の写しの交付義務等が盛り込まれ、令和2年4月1日より施行されました。

なお、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者については、平成17年1月から「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づく引取業者及びフロン類回収業者に移行しています。

各年度末における登録事業者数は表2-5-30のとおりです。

表2-5-30 フロン回収破壊法又はフロン排出抑制法に基づく事業者の登録状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
第一種フロン類（充填）回収業者登録事業者数	324	341	360	388	400

資料：県環境政策課

## 2 酸性雨

### (1) 酸性雨の現況

酸性雨とは、工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で化学変化を起こして酸性物質となり、それが雲を作っている水滴に溶け込んで霧や雨、雪などの形で沈着（湿性沈着）し、pHが5.6以下となった場合をいいます。また、ガスや粒子状の形で地上に沈着（乾性沈着）したのもも酸性雨の分析対象としています。

世界で最初に確認された酸性雨による影響は、昭和40年代初めにスウェーデンにおいて発表されたものでしたが、日本では昭和40年代末に被害が確認されており、その時の雨水のpHは2～3.5でした。

環境省において、昭和58年度から実施している、大気、土壌、植生及び陸水の各分野でのモニタリングの結果、日本も欧米並の酸性雨が見られ、冬季には日本海側で酸性成分が増加傾向にあることが分かっています。

酸性雨は、他国において排出された大気汚染物質が原因となる可能性もあり、地球環境問題の一つとされていることから、日本においても、東アジアにおける酸性雨対策等、国際的な取組を実施しています。

本県でも酸性雨の実態を把握するために、昭和58年から調査を実施しており、令和3年度は、県環境保健センター（青森市）及び鱒ヶ沢道路河川事業所（鱒ヶ沢町）においてモニタリング調査を実施しました（表2-5-31、資料編表85）。

表2-5-31 酸性雨実態調査結果

（上段：pH年平均値、下段：pHの最小値～最大値）

調査地域	調査地点	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
青森市	県環境保健センター	4.8 (4.6～5.1)	4.8 (4.5～5.4)	4.8 (4.6～5.1)	4.9 (4.5～5.1)	5.1 (4.6～5.7)
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢道路河川事業所	4.9 (4.6～5.2)	4.9 (4.7～5.6)	4.9 (4.5～6.4)	5.0 (4.7～5.8)	5.0 (4.7～5.6)

資料：県環境保全課

### (2) 酸性雨対策

これまでのモニタリング結果等を受けて、環境省では、酸性沈着物（湿性沈着物及び乾性沈着物）による影響の早期把握や将来の酸性雨の影響を予測するために、平成13年1月から広域のかつ長期的な「酸性雨長期モニタリング」を実施しています。

この「酸性雨長期モニタリング」では、酸性沈着モニタリング及び生態影響モニタリングを実施し、また、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）も組み込まれています。

EANETは東アジア地域において、共通の手法による酸性雨のモニタリングを行うことにより、酸性雨の状況に関する各国共通の理解を形成し、国際的な取組の推進を図ることを目的としており、現在13か国、61地点でモニタリングを行っています。

## 第6節 環境放射線調査の推進

### 1 環境放射線等の調査

本県には、六ヶ所村において日本原燃株式会社の原子燃料サイクル施設（ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、再処理工場及びMOX燃料工場）、東通村において東北電力株式会社の東通原子力発電所1号機、むつ市においてリサイクル燃料貯蔵株式会社のリサイクル燃料備蓄センターが立地されており、このような状況を踏まえ、県では、県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、各事業者とともに、原子燃料サイクル施設については平成元年度から、東通原子力発電所については平成15年度から、環境放射線モニタリングを実施しています。また、リサイクル燃料備蓄センターについては、現在まだ操業が開始されていませんが、事前調査を平成20年度から実施しています。

また、むつ市にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターには、旧原子力船「むつ」に係る放射性廃棄物が保管・管理されていることから、同センター周辺の環境放射線の調査を実施しています。

これら原子力施設に係る放射線等の調査のほかに、県内の環境放射能レベルの実態を把握するため、原子力規制庁からの委託により県内全域を対象とした環境放射能水準調査を実施しています。

県では、引き続き、環境放射線等の調査を実施し、県民の安全の確保及び環境の保全を図っていきます。

#### (1) 原子力施設環境放射線等調査

令和3年度は、モニタリング計画に基づき、原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線等の調査を表2-5-32、表2-5-33及び表2-5-34のとおり実施しました（資料編表86）。

[資料：表2-5-32～34 県原子力安全対策課]

表2-5-32 令和3年度原子燃料サイクル施設環境放射線等調査

#### ① モニタリングステーション及びモニタリングポストによる空間放射線等の測定

測定地点	測定項目	回数
モニタリングステーション： 六ヶ所村(4)、横浜町(1)、 青森市(1) 計6地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>空間放射線量率</li> <li>大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能</li> <li>大気中の気体状ベータ放射能</li> <li>大気中のヨウ素-131</li> </ul>	連続
モニタリングポスト： 横浜町(1)、野辺地町(1)、 東通村(1)、東北町(2)、 三沢市(1) 計6地点	空間放射線量率	連続

#### ② モニタリングカーによる空間放射線の測定

測定方法	測定地点	測定項目	回数
定点測定	六ヶ所村(18)、横浜町(3)、 野辺地町(2)、青森市(1) 計24地点	空間放射線量率	4
走行測定	原子燃料サイクル施設周辺 計9ルート	空間放射線量率	4

#### ③ 蛍光ガラス線量計(RPLD)による積算線量の測定

測定地点	回数
六ヶ所村(12)、横浜町(3)、野辺地町(2)、 東北町(4)、東通村(1)、三沢市(1)、 青森市(1) 計24地点	4

④ 環境試料中の放射能の測定

試料の種類	採取地点	回数
大気浮遊じん	六ヶ所村(4)、横浜町(1)、青森市(1)	4
大気(水蒸気状)	〃 (1)、横浜町(1)、青森市(1)	12
降下物	〃 (1)	12
雨水	〃 (1)	12
河川水	〃 (2)	1
湖沼水	〃 (2)、東北町(1)	2~4
水道水	〃 (1)	4
井戸水	〃 (1)	4
河底土	〃 (2)	1
湖底土	〃 (2)、東北町(1)	1
表土	〃 (2)、横浜町(1)、青森市(1)	1
牛乳(原乳)	〃 (2)、横浜町(1)、東北町(1)	2~4
精米	〃 (2)、野辺地町(1)、青森市(1)	1
野菜	〃 (2)、横浜町(1)、東北町(1)	1
牧草	〃 (1)、横浜町(1)	2
指標生物(松葉)	〃 (1)、青森市(1)	2
ワカサギ、シジミ	〃 (1)、東北町(1)	1
海水	六ヶ所村前面海域(3)	2
海底土	〃 (3)	1
海産食品	〃 (2)、陸奥湾(1)	1~2
指標生物(チガイソ)	〃 (1)	2

⑤ 環境試料中のフッ素の測定

試料の種類	採取地点	回数
大気(気体状)	六ヶ所村(1)、青森市(1)	連続
大気(粒子状物質等)	〃 (1)、〃 (1)	4
河川水	〃 (2)	1
湖沼水	〃 (2)	2~4
河底土	〃 (2)	1
湖底土	〃 (2)	1
牛乳(原乳)	〃 (2)	2~4
精米	〃 (1)	1
牧草	〃 (1)	2

表2-5-33 令和3年度東通原子力発電所  
環境放射線調査

① モニタリングステーション及びモニタリングポスト  
による空間放射線等の測定

測定地点	測定項目	回数
モニタリングステーション: 東通村(2)、むつ市(1) 計3地点	・大気浮遊じん中の全ベータ放射能 ・大気中のヨウ素-131 ・空間放射線量率	連続
モニタリングポスト: 東通村(3)、むつ市(2)、 横浜町(1)、六ヶ所村(2) 計8地点	空間放射線量率	

② 蛍光ガラス線量計(RPLD)による積算線量の測定

測定地点	回数
東通村(8)、むつ市(5)、横浜町(2)、六ヶ所村(3) 計18地点	4

③ 環境試料中の放射能の測定

試料の種類	採取地点	回数
大気浮遊じん	東通村(2)、むつ市(1)	12
降下物	〃 (1)	12
河川水	〃 (1)	2
水道水	〃 (2)、むつ市(1)、横浜町(1)	4
井戸水	むつ市(1)、横浜町(1)	2
表土	東通村(2)	1
牛乳(原乳)	〃 (2)	4
精米	〃 (1)、むつ市(1)	1
野菜	〃 (2)、横浜町(2)、六ヶ所村(1)	1
牧草	〃 (2)	1
牛肉	〃 (1)	1
指標生物(松葉)	〃 (1)	2
海水	東通村太平洋側海域(3)	2
海底土	〃 (3)	1
海産食品	東通村太平洋側海域(7)、横浜町前面海 域(1)、六ヶ所村前面海域(1)	1
指標生物(ムラサキイガイ)	東通村(1)	2

表2-5-34 令和3年度リサイクル燃料備蓄センター  
環境放射線調査

① モニタリングポストによる空間放射線の測定

測定地点	測定項目	回数
むつ市(1)	空間放射線量率	連続

② 蛍光ガラス線量計(RPLD)による積算線量の測定

測定地点	回数
むつ市(5)	4

③ 環境試料中の放射能の測定

試料の種類	採取地点	回数
表土	むつ市(3)、東通村(1)	1
指標生物(松葉)	〃 (1)、〃 (1)	2

(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究  
開発センターに係る放射線監視

令和3年度は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターについて、原子力船「むつ」安全監視委員会において承認された計画に基づき表2-5-35のとおり実施しました(資料編表87)。



表2-5-35 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域における放射線等調査

蛍光ガラス線量計(RPLD)による積算線量の測定

測定地点	回数
むつ市(4)	4

資料：県原子力安全対策課

(3) 環境放射能水準調査

昭和36年から、原子力規制庁（当時は科学技術庁）の委託により県内全域を対象として環境放射能の水準調査を継続実施しています。

令和3年度における測定調査を表2-5-36のとおり実施しました（資料編表88）。

表2-5-36 令和3年度環境放射能水準調査（原子力規制庁委託）

調査対象	測定地点	回数
空間放射線 空間放射線量率 (モニタリングポスト)	青森市	連続
	八戸市	〃
	弘前市	〃
	五所川原市	〃
	十和田市	〃
	むつ市川内町	〃
	深浦町	〃
	外ヶ浜町	〃
	三戸町	〃
環境試料中の放射能	降水	青森市 降水ごと
	月間降下物	〃 12
	大気浮遊じん	〃 4
	上水(蛇口水)	〃 1
	牛乳	〃 1
	精米	弘前市 1
	野菜(キャベツ)	平川市 1
	野菜(ジャガイモ)	五所川原市 1
	土壌(2層)	青森市 1
		五所川原市 1
	海水	陸奥湾 1
		風合瀬沖 1
	海底土	陸奥湾 1
		風合瀬沖 1
	魚類(カレイ)	陸奥湾 1
	貝類(ホタテ)	〃 1
	貝類(ムラサキガイ)	深浦町 1
海藻類(ワカメ)	風合瀬沖 1	
	今別沖 1	

資料：原子力規制庁

2 調査結果の評価・確認

(1) 原子力施設環境放射線等監視評価会議

原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線等モニタリングに関することなどを所管事項として、「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」を設置しています。

委員は、学識経験者、県議会議員、県職員、関係市町村の長及び関係団体の長等71人（令和4年3月末現在）で組織しており、知事が会長となっています。

令和3年度は、評価委員会を四半期ごとに4回、監視委員会を1回開催し、令和2年度第3四半期から令和3年度第2四半期までのそれぞれの四半期ごとの調査結果及び令和2年度1年間の調査結果を諮り、空間放射線、環境試料中の放射能濃度等は、これまでと同じ水準であったと評価・確認されました。

(2) 原子力船「むつ」安全監視委員会

原子力船「むつ」に係る放射能の監視等を適切かつ円滑に実施するため、青森県、むつ市、青森県漁業協同組合連合会の3者で、昭和49年10月に設置しました。

委員は学識経験者及び関係機関の職員6人で組織しています。

令和3年度は令和2年度1年間の監視結果について諮り、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺の環境に対する影響は認められないことが確認されました。

3 調査結果の公表

青森県環境放射線監視テレメータシステムで監視している原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所に係る空間放射線の測定結果については、青森県庁、青森県原子力センター、六ヶ所村文化交流プラザ、東通村役場などに設置している表示装置及びインターネットによりリアルタイムで公開しています。

また、四半期ごとの環境放射線等の調査結果について新聞やホームページ「青森県の原子力安全対策」に掲載するとともに、広報誌「モニタリングつうしんあおもり」を発行し、公表しています。



## 第7節 環境影響評価の推進

### 1 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全措置を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

本県においては、平成9年4月施行の「青森県環境影響評価要綱」に基づき、環境影響評価を実施してきましたが、環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、平成11年12月に「青森県環境影響評価条例」を制定し、平成12年6月23日から施行しています。

### 2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価は、昭和44年にアメリカで制度化されて以来、世界各国で制度化が進展し、我が国においては、昭和59年に「環境影響評価要綱」が閣議決定され、これに基づいて総合的な国の環境影響評価制度が実施されてきました。

その後、平成5年の「環境基本法」の制定を契機に、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されました。

### 3 環境影響評価の実施状況

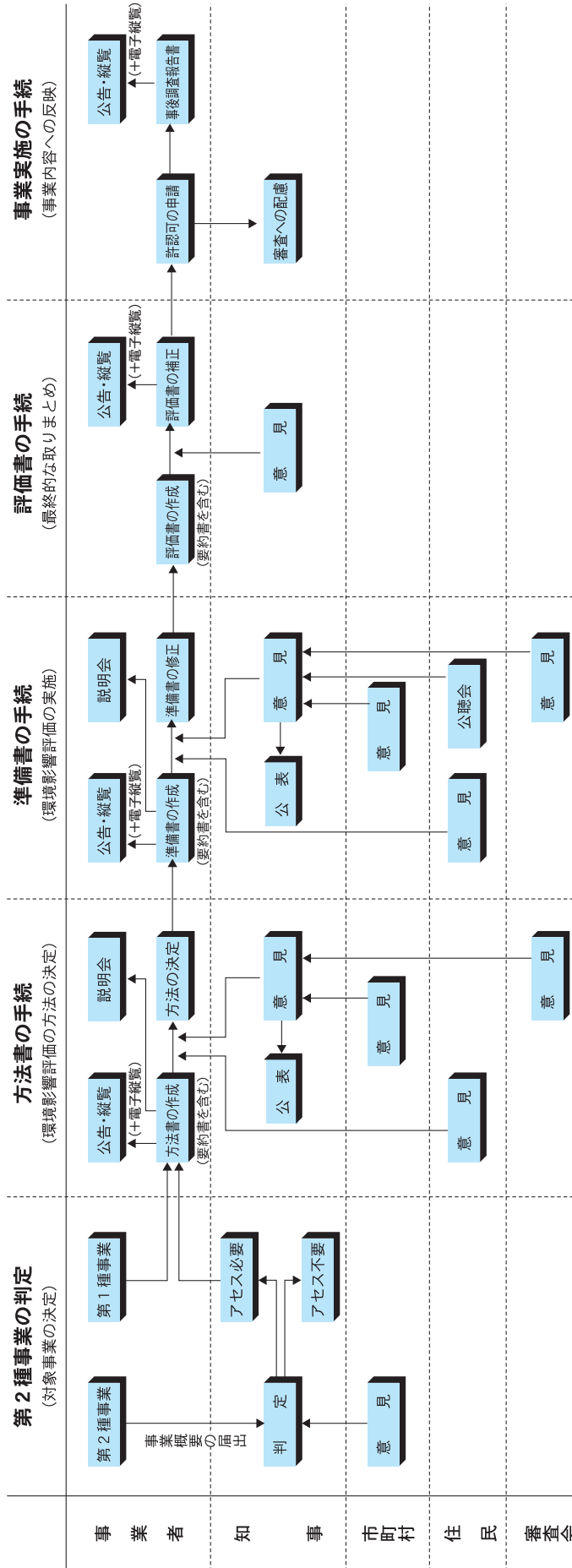
環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に基づき、各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の審査指導を行っています（表2-5-37、図2-5-11、表2-5-38）。

[資料：表2-5-37から表2-5-38及び図2-5-11 県環境保全課]

表2-5-37 環境影響評価の審査指導状況（令和3年度）

根拠法令等	事業名等	配慮書	方法書	準備書	評価書
環境影響評価法	(仮称) 青森県つがる沖南部洋上風力発電事業	○			
	雲雀平風力発電事業			○	
	豊畑放牧場風力発電事業			○	
	(仮称) ウィンドファーム野辺地	○			
	(仮称) 青森沖洋上風力発電事業	○			
	(仮称) 青森西北沖（南側）洋上風力発電事業	○	○		
	(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業			○	
	(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業			○	
	(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業		○		
	(仮称) みちのく風力発電事業	○			
	(仮称) 三戸風力発電事業	○			
	(仮称) 青森県沖日本海（南側）洋上風力発電事業	○			
青森県環境影響評価条例	(仮称) 青森梨の木クリーンセンター廃棄物最終処分場（管理型）建設事業		○		

図 2-5-11 青森県環境影響評価条例の事例の手続の流れ



**1 第2種事業の判定**

第1種事業は必ず環境影響評価を行います。それが、それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

**2 方法書の手続**

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を述べることは誰でもできます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を勘案した上で、方法書について意見を述べます。

**3 準備書の手続**

住民の方々と知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができ、知事は、住民の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を勘案し、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

**4 評価書の手続**

住民の方々と知事の見解を受け、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じて追加調査を行い、準備書を修正して評価書を作成します。知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

**5 事業実施の手続**

事業の実施に当たって事業に関する法律に基づく許可等を要する場合、許可権者は、評価書の内容に配慮することとしています。また、事業者は評価書に基づき、工事中や供用後に環境の状況等について事後調査を行い、事後調査報告書を作成し、公告・縦覧します。

表 2-5-38 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

	事業の種類	第 1 種 事業	第 2 種 事業
1	道路		
	国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
	林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
	トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万m <sup>3</sup> 以上	
2	ダム、堰、河川工事		
	ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
	湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3	鉄道、軌道		
	普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
	トンネルの建設	掘削量50万m <sup>3</sup> 以上	
4	飛行場		
	滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
	滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5	発電所		
	水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
6	風力発電所	出力1万kW以上	出力0.75万kW～1万kW
	廃棄物処理施設		
	焼却施設	焼却能力1日100t以上	
	し尿処理施設	処理能力1日100kL以上	
7	P C B 処理施設	すべて	
	最終処分場	すべて	
	7 公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
	8 土地区画整理事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha	
10 工場事業場用地造成事業	面積50ha以上(工業専用地域100ha以上)	面積50ha～100ha(工業専用地域)	
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha	
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha	
13 宅地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha	
14 農用地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha	
15	工場・事業場		
	排ガス量	20万m <sup>3</sup> N/h以上	10万m <sup>3</sup> N/h～20万m <sup>3</sup> N/h
	排水量	平均1万m <sup>3</sup> /日以上	平均0.5万m <sup>3</sup> /日～1万m <sup>3</sup> /日
	下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16	畜産施設		
	牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭～3,000頭
	豚	飼育数3万頭以上	飼育数1万頭～3万頭
	鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万羽～100万羽
17	ゴルフ場・レクリエーション施設等		
	ゴルフ場	9ホール以上	
	レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha	
19 建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m～100m	

## 第8節 公害苦情・紛争処理の推進

### 1 公害紛争処理

公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、原則として、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ることとしています。

なお、令和元年度までに処理された事件としては、①昭和47年の青函トンネル工事に伴う排水による被害に対して漁業補償の仲裁を求めた事件、②平成2年の青森県農協会館建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件、③平成3年の砂採取現場からの砂粉じん飛来による家屋の損傷等に対して損害賠償の調停を求めた事件、④平成7年のホテル建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件、⑤平成20年の事業所から発生したアスファルト合

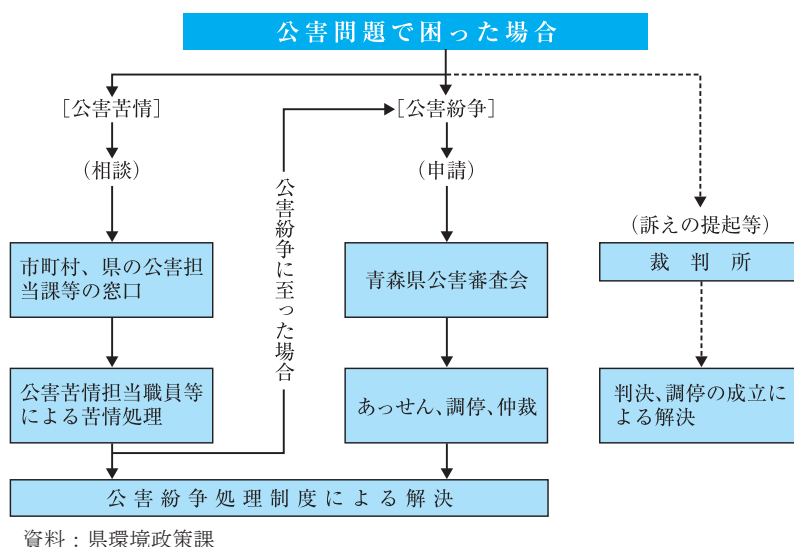
材の粉じんが販売車両に付着した被害に対して損害賠償等の調停を求めた事件、⑥平成21年の牛舎内の牛の糞尿から生じる悪臭及びハエ等の害虫に対してそれらの発生防止等の調停を求めた事件、⑦採石場から発生する粉じん、騒音の低減等を求めた事件、⑧有料老人ホームのエアコン室外機から生じる低周波音について対策を求めた事件の8件となっています。

### 2 公害苦情処理

公害に対する苦情については、原則として各市町村が処理を行っていますが、県においても、各地域県民局環境管理部が処理を行っています。

なお、公害紛争処理制度の仕組みについては、図2-5-12のとおりです。

図2-5-12 公害紛争処理制度の仕組み



### 3 公害苦情の概況

令和2年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情件数は表2-5-39のとおり468件で、前年度の408件と比べて60件(14.7%)の増となっています。

#### (1) 公害の種類別苦情件数

令和2年度の典型7公害に対する苦情件数を公害の種類別にみると、大気汚染が最も多く82件(17.5%)、次いで悪臭55件(11.8%)、騒音49件(10.5%)、水質汚濁19件(4.1%)の順となっています。

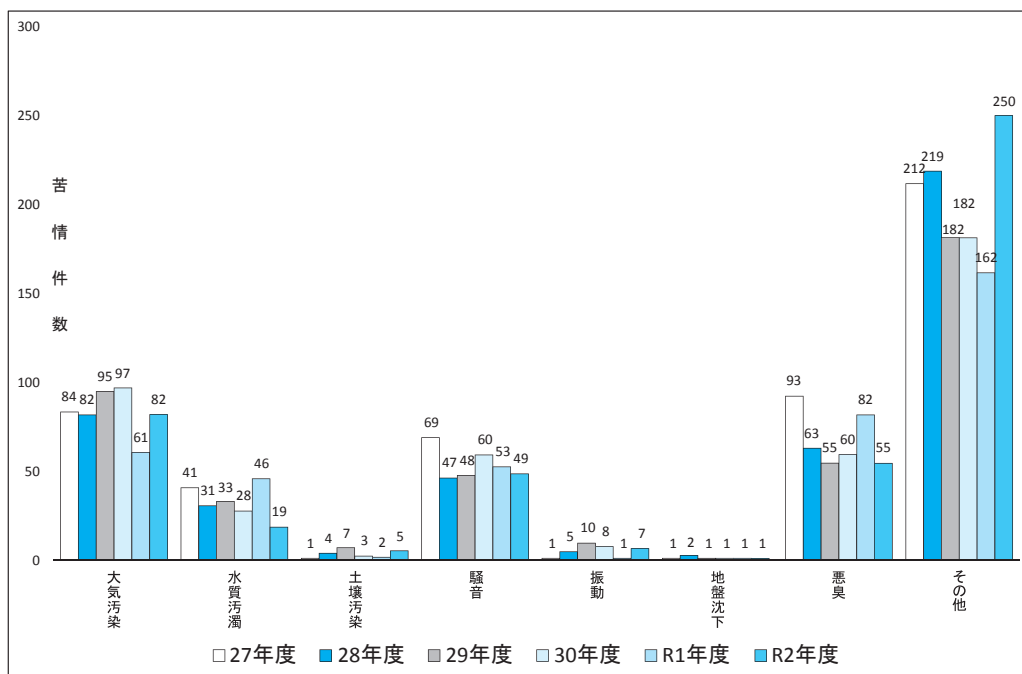
また、典型7公害以外の公害に対する苦情は、廃棄物の不法投棄、害虫等の発生に対する苦情などが該当しますが、これについては210件あり、全体53.4%を占めています(図2-5-13)。

[資料：表2-5-39及び図2-5-13～図2-5-14公害等調整委員会事務局「令和元年度公害苦情調査」より環境政策課作成]

表 2-5-39 公害苦情件数の推移

年度	新規受理件数	対前年度	
		増減数	増減率(%)
21	807	△94	△ 10.4
22	786	△21	△ 2.6
23	1,057	271	34.5
24	910	△147	△ 13.9
25	705	△205	△ 22.5
26	652	△53	△ 7.5
27	502	△150	△ 23.0
28	453	△49	△ 9.8
29	431	△22	△ 4.9
30	438	7	1.6
R1	408	△30	△ 6.8
R2	468	24	14.7

図 2-5-13 公害の種類別苦情件数



(2) 地域別典型 7 公害苦情件数

令和 2 年度に市町村が受理した典型 7 公害に係る苦情件数は、青森市ほか 9 市 5 町の 214 件となっています (図 2-5-14)。

(3) 公害苦情の処理状況

令和 2 年度に処理すべき苦情件数は、新規に受理した 468 件、前年度から繰り越された 78 件を合わせた 546 件から、他の機関へ移送した 12 件を除いた 534 件でした。

このうち、令和 2 年度中に直接処理 (解決) された苦情件数は 440 件で、その処理率は 82.3% となっています。

図 2-5-14 地域別典型 7 公害苦情件数

